

松島町 子ども・子育て支援事業計画

(素案)

平成 26 年 9 月

松島町

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨 -これまでの国の施策など-	1
2 計画策定の趣旨	2
3 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要	3
4 計画の位置づけと計画期間	6
5 計画の策定体制	9
第2章 松島町の子ども・子育てを取り巻く環境	11
1 人口・世帯・人口動態等	11
1 人口	11
2 自然動態・社会動態	13
3 将来の人口推計	14
4 世帯の状況	15
5 子どもの人数	16
2 教育・保育施設の状況	17
1 幼稚園の利用状況	17
2 保育の利用状況	18
3 地域子ども・子育て支援事業の状況	19
● 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)	19
● 妊婦健康診査(妊婦健康診査助成事業)	19
● 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業)	20
● 養育支援訪問事業	20
● 一時預かり事業	21
● 延長保育事業(延長・特別延長保育)	21
● 放課後児童健全育成事業(留守家庭児童学級)	22
4 ニーズ調査の結果概要	23
5 松島町の子ども・子育て支援の課題	24
第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方	25
1 基本方針	25
2 基本理念	26
第4章 次世代育成支援に関わる施策	28
保育サービスの充実	28
留守家庭児童学級(学童保育)児童対策	30
保育サービスの質の確保	31

子育て費用の軽減・各種助成	32
子育て支援の拠点づくり	33
子どもの遊び場確保	33
子育て情報の発信推進	33
親子の交流促進	34
住民参加の子育て支援活動の推進	35
子どもや母親の健康確保	35
思春期対策充実	37
食育の推進	38
小児医療体制充実	38
次世代の親の育成	39
確かな学力の向上	39
子どもの豊かな心の育成	40
健やかな体の育成	41
信頼される学校づくり	41
幼児教育の充実	42
家庭教育への支援の充実	43
地域の教育力の向上	43
有害環境対策推進	44
男性を含めた働き方見直し	45
父親の育児参加推進	46
再就職支援	46
住環境整備	48
道路環境整備	48
バリアフリー	48
チャイルドシートの使用徹底	49
交通安全教育推進	49
地域の防犯体制推進	49
いじめ対策	50
児童虐待防止対策の推進	50
ひとり親家庭支援	51
障がいのある子への支援	51
第5章 教育・保育提供区域の設定	53
1 教育・保育提供区域の定義	53
2 教育・保育提供区域の設定	54

第6章 教育・保育施設の需要量及び確保の方策	56
1 量の見込みと確保の内容	56
2 教育・保育の一体的提供推進(認定こども園について)	59
幼稚園・保育所連携型施設利用保護者へのアンケート	59
ニーズ調査での、国の見込み量算定手順による家庭類型と利用意向率	62
3 教育・保育施設の質の向上	65
4 幼・保・小連携の体制強化、小学校教育との円滑な接続	65
5 地域型保育事業と教育・保育施設との連携促進、地域の子育て支援の役割	65
6 0～2歳に係る取り組みと3～5歳に係る取り組みの連携	65
7 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保	66
第7章 地域子ども・子育て支援事業	67
1 地域子ども・子育て支援事業	67
① 利用者支援事業	67
② 地域子育て支援拠点事業	68
③ 妊婦健診事業	69
④ 乳児家庭全戸訪問事業	70
⑤ 養育支援訪問事業	71
⑥ 子育て短期支援事業	72
⑦ 子育て援助活動支援事業(就学児対象のファミリー・サポート・センター事業)	73
⑧ 一時預かり事業	74
⑨ 延長保育事業	76
⑩ 病児保育事業(病児・病後児保育)	77
⑪ 放課後児童健全育成事業	78
⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	79
⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	80
2 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	81
3 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携	81
虐待防止対策の充実	81
社会的養護体制の充実	81
母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進	81
障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実	81
4 職業生活と家庭生活との両立支援に向けた雇用環境の整備	81
第8章 計画の推進体制	82
1 関係機関等との連携	82

2 計画の達成状況の点検・評価	83
資料編	84

83

84

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨 -これまでの国の施策など-

平成元年の「1.57 ショック※」を境に国の少子化対策が本格化し、平成6年12月、「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」が発表され、以後10年間の子育て支援施策の基本的枠組みが示されました。

平成11年12月、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）」が策定され、平成16年度を目標に新たな少子化対策が推進されました。

平成15年7月には、少子化の流れを変え、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、成長する社会を形成するために、「少子化社会対策基本法」と「次世代育成支援対策推進法」が制定され、新たな取り組みが展開されることとなりました。しかし、少子化傾向が大きく改善されることはありませんでした。

それまでの少子化対策は、いわば、子どもを生み育てる側の視点に立った取り組みでした。しかし、その考え方では少子化に歯止めがきかないことから、「子どもの最善の利益が実現される社会を目指す」という考え方を基本に、社会全体で子育てを支えつつ、生活と仕事と子育ての調和を重視する新しい方向性が示されました。

この新しい考え方に沿って、平成19年12月、働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現を目指す「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」が公表され、続いて、平成22年1月に「子ども・子育てビジョン」が少子化社会対策基本法第7条の規定に基づく「大綱」として閣議決定されました。

松島町においては、平成22年3月、「次世代育成支援対策推進法」をうけて平成26年度までを計画期間とした「松島町次世代育成支援行動計画 後期計画」を策定し、全ての子どもと子育て家庭を対象とした子育て支援施策の方向性や目標を定めて、子育て支援に取り組んできました。

※人の女性が生涯に産む子どもの数である「合計特殊出生率」が、それまでの最低記録の1966年（丙午（ひのえうま））を下回る史上最低（当時）となったことを指す。

2 計画策定の趣旨

平成 24 年 8 月、待機児童の解消や幼児教育・保育の充実を主な目的として、就学前の子どもの教育・保育及び地域子育て支援にかかる新たな制度を実施するため、「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連 3 法」が制定されました。この関連 3 法に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していく「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年度から施行されることとなりました。

今、少子化のみならず子どもを取り巻くさまざまな環境の変化により、社会全体で子ども・子育てを支援することは、より重要性を増していると考えられます。

本計画「松島町子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て関連 3 法」をうけ、松島町において、子ども・子育て支援の質・量の充実、および、安心して子どもを産み育てる環境や、全ての子どもが健やかに成長できる社会を実現させるべく策定するものです。

子ども・子育て関連3法（平成24年8月22日公布）

- ・ 子ども・子育て支援法
- ・ 認定こども園法の一部改正法
- ・ 子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（上記に 2 法に伴う児童福祉法ほかの改正）

平成27年4月施行

↓
新制度の開始

3 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要

平成 27 年度から始まる制度において、市町村は「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」を実施することになります。

(1) 子ども・子育て支援給付（3つの給付）

種類	対象事業
(ア)施設型給付※	幼稚園、保育所、認定こども園
(イ)地域型保育給付※	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
(ウ)児童手当	—

※(ア)施設型給付、(イ)地域型保育給付は、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づく保育の必要性を認定（認定区分）した上で給付。（子ども・子育て支援法 19 条）

(2) 保育の必要性の認定区分

新制度では、保護者の就労状況等により教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられ、市町村が認定を行います。この認定区分に応じて、教育・保育施設等（幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育）の利用先が決まっていきます。

区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	3～5歳	なし(学校教育)	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳	あり(保育認定)	保育所、認定こども園
3号認定	0～2歳	あり(保育認定)	保育所、認定こども園、地域型保育

(子ども・子育て支援法 19 条)

(3) 地域子ども・子育て支援事業（法定 13 事業）

市町村は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、以下の事業を実施することとされています。

【新規事業】とあるものは、新しい制度による新規の事業です。

	事業名
①	利用者支援事業【新規事業】
②	地域子育て支援拠点事業
③	妊婦健康診査
④	乳児家庭全戸訪問事業
⑤	養育支援訪問事業
⑥	子育て短期支援事業
⑦	ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)
⑧	一時預かり事業
⑨	延長保育事業
⑩	病児保育事業
⑪	放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)
⑫	実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規事業】
⑬	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規事業】

(子ども・子育て支援法第59条)

(4) 制度の対象となる子ども

0歳	1～5歳	6～11歳	12～17歳	18歳
乳児期	幼児期	学童期 ※学校教育を除く放課後	対象外	
子ども・子育て支援法				

(参考)子ども・子育て支援法の趣旨

子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の着実な実施を柱として、次のことを目指す。

◎乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とする情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが可能となる環境を、社会全体の責任で整備すること。

◎保護者が子育ての責任を果たし、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じる事が可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添いながら、親としての成長を支援すること。

(内閣府「基本指針(案)」の要約)

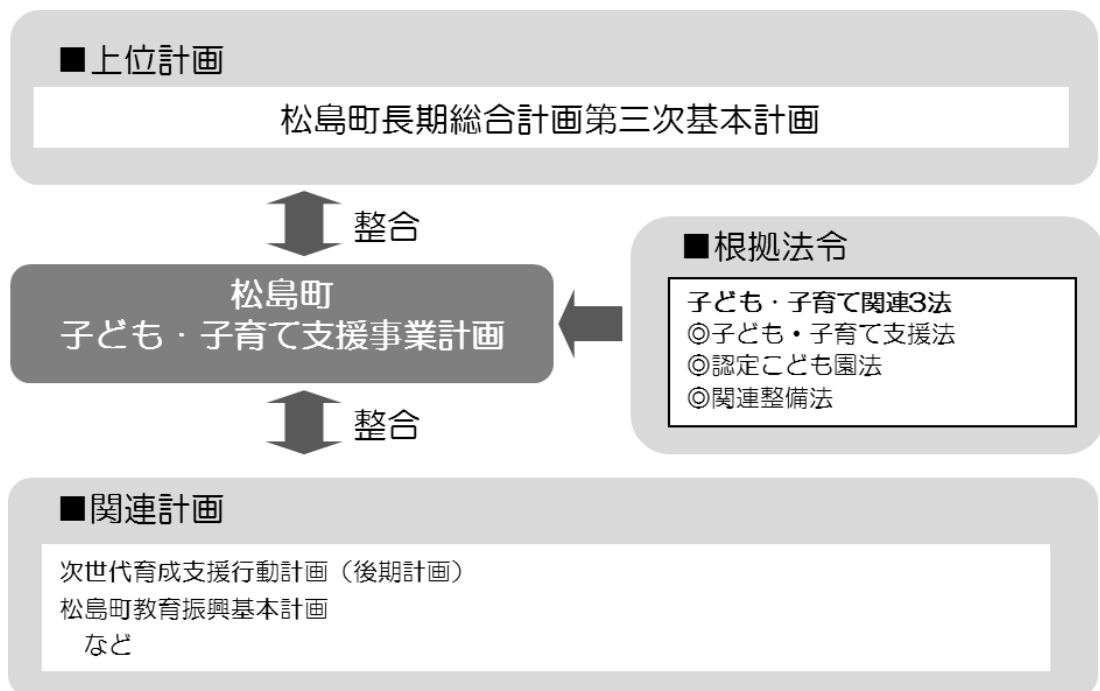
4 計画の位置づけと計画期間

(1) 根拠となる法令、関連計画との関係

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当するものであり、松島町の子どもと子育て家庭を対象として、町が今後進めていく施策の方向性・目標等を定めたものです。

また、社会全体で子ども、子育て、親の育ちを支援していくため、新たな仕組みを構築し、「質の高い教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」をめざすものです。

策定にあたっては、子ども・子育て支援法をはじめ、関連の深い「松島町次世代育成支援行動計画 後期計画」における取り組みを踏まえ、同時に上位計画となる「松島町長期総合計画第三次基本計画」の、子どもと子育て家庭に関わる施策や関連施策と整合性を持ったものとして定めています。



(参考)子ども・子育て支援法第61条

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

(2)「次世代育成支援行動計画 後期計画」との関係

次世代育成支援対策推進法は、平成 17 年度から 26 年度までの 10 年間の時限法として成立しました。その後、合計特殊出生率は多少の改善がみられるものの、出生数自体は依然として減少傾向が続いており、社会全体でワーク・ライフ・バランスの浸透、女性が就労の場で活躍できる取組みの促進、企業の仕事と子育ての両立のための環境整備などを、より一層推進することが必要となっています。

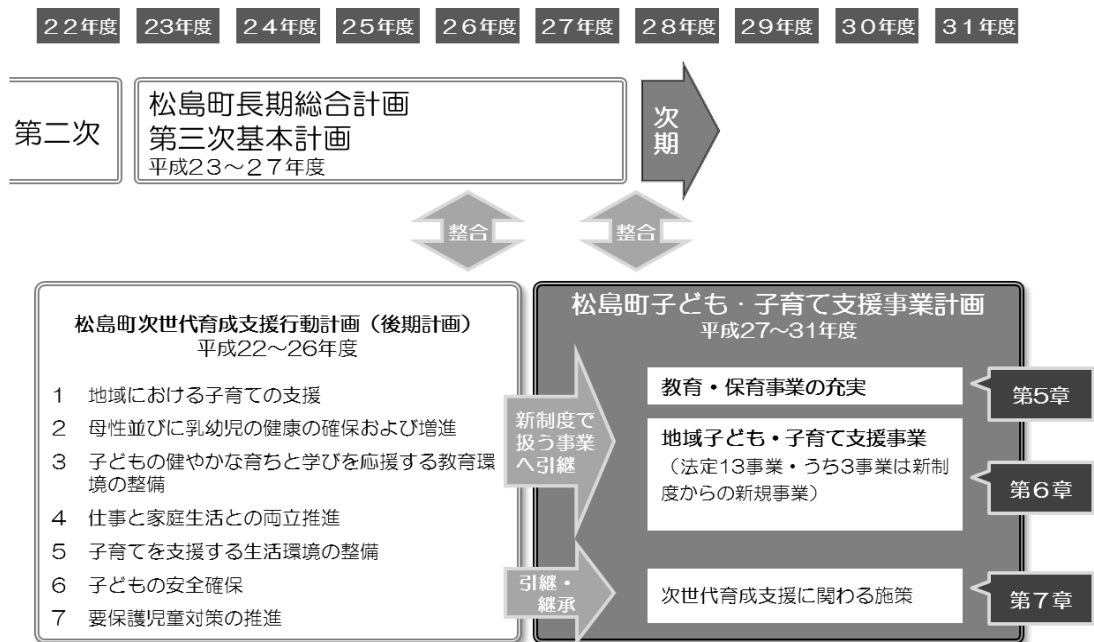
こうした状況から、次世代育成支援対策推進法を延長・強化するため、法律の有効期限を平成 36 年度末まで 10 年間延長することや、事業主の特例認定制度の創設などを盛り込んだ次世代育成支援対策推進法の一部改正が行われました。

また、改正推進法と同時に、母子寡婦法（母子及び寡婦福祉法）、児童扶養手当法の一部改正が行われ、母子家庭及び父子家庭に対する支援施策の充実を図ることになります。これら 3 つの改正法は平成 26 年 4 月に公布されました。

一方、新たに制定された子ども・子育て支援法により、都道府県及び市町村において、子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられたことは前述のとおりです。これに伴い、平成 26 年度末で計画期間が完了する次世代後期計画は、改正推進法に基づき、法定計画（策定は義務）から各自治体の努力規定（策定は任意）に変更されています。

松島町においては、「松島町次世代育成支援行動計画 後期計画」は当初の予定通り平成 26 年度末をもって終了としますが、当該計画にて定められた事業・施策は基本的に本計画で継承していきます。

具体的には「子ども・子育て支援新制度」にかかる法定事業、及び「**松島町長期総合計画**」や関連計画に扱いのない事業については本計画に内包し、施策・方針を継続していきます。



(3) 計画期間

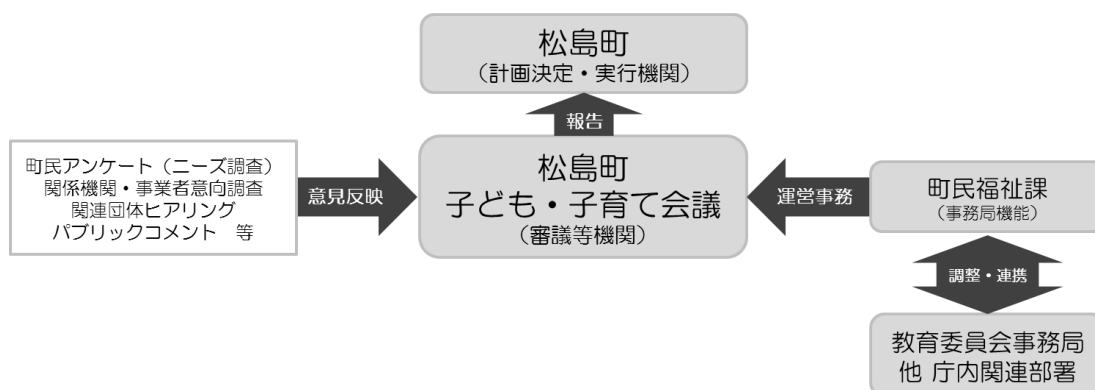
本計画の計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。計画最終年度には、それまでの成果と課題などを踏まえた見直しを平成31年度までに行ったうえで、新たに次期5年間の計画を策定します。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	H32～
本計画	→					
次期計画					見直し・策定	→

5 計画の策定体制

(1) 松島町子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条に定められている「松島町子ども・子育て会議」（以下「子ども・子育て会議」といいます）を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。



(参考)子ども・子育て支援法第七十七条

市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(2) 就学前児童及び小学生アンケートの実施

本計画の策定にあたり、以下を把握するため、アンケート調査を実施しました。

○就学前児童及び小学生の保護者の、子育てに関する意識・意見

○子ども・子育て支援事業計画で定める教育・保育及び
地域子ども・子育て支援事業量を推計する基礎データ

○調査名：松島町子ども・子育て支援事業計画策定ためのアンケート調査

○調査対象： 1. 就学前児童のいる世帯 551 世帯
2. 小学生児童のいる世帯 610 世帯

○調査期間： 平成 26 年 1 月 7 日～1 月 20 日

○調査方法： 1. 就学前児童のいる世帯は郵送（郵送配布・回収）および幼
稚園・保育所を通じて配布・回収
2. 小学生児童のいる世帯は学校を通して配布・回収

○配布・回収状況：

種 別	配布数	回収数	回収率
就学前児童	551 票	396 票	71.8%
小学生児童	610 票	534 票	87.5%

第2章 松島町の子ども・子育てを取り巻く環境

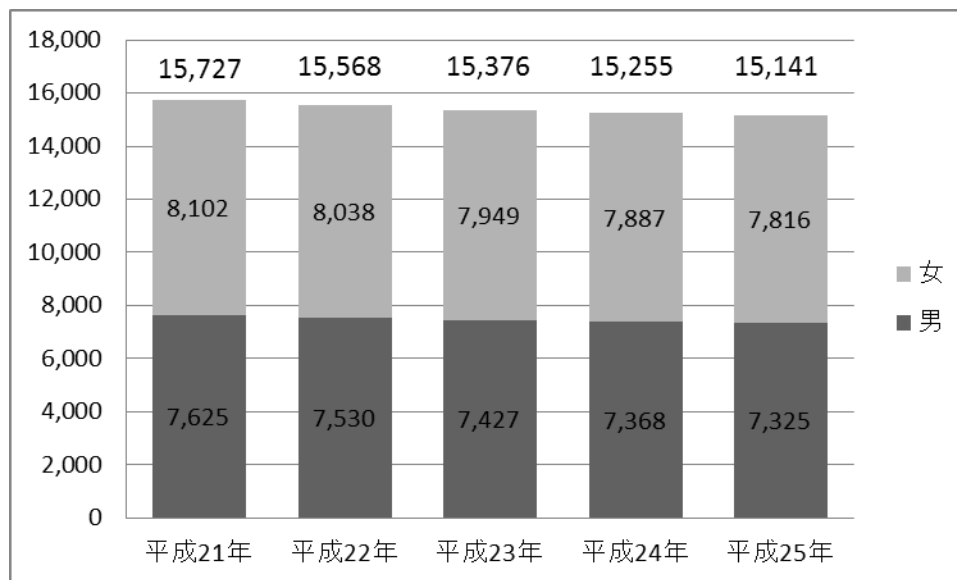
1 人口・世帯・人口動態等

1 人口

(1) 総人口の推移

松島町の平成25年4月1日における総人口は15,141人（男性7,325人、女性7,816人）となっています。最近5年の総人口の推移についてみると、平成21年の15,727人から平成25年には15,141人へと3.8%（586人）の減少となっています。

■ 総人口の推移



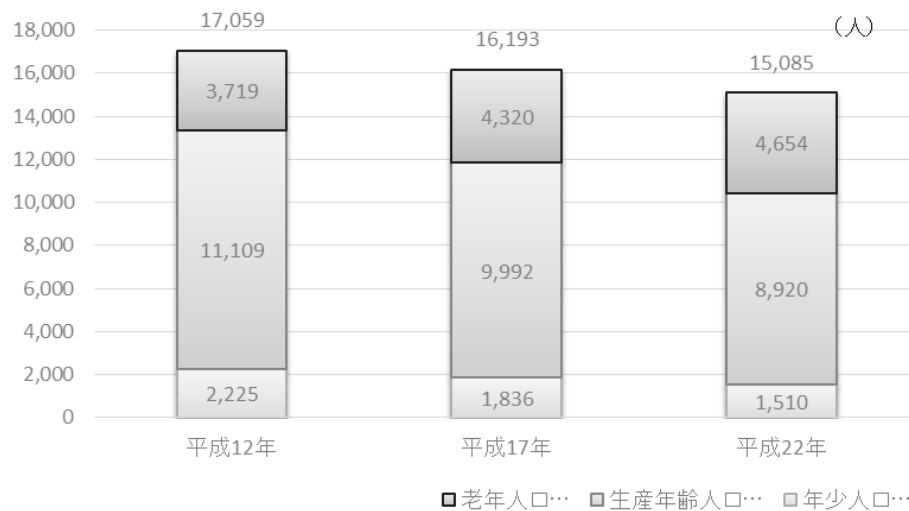
(2) 年齢3区分別人口

平成 12 年から 22 年の 10 年間で、年少人口が 715 人減少し、全体に占める割合も 2%減少となっています。また、生産年齢人口も 10 年間で約 2,200 人減少し、全体に占める割合は 6%減少しています。1 世帯あたりの人員数も減る傾向にあります。

	総人口	年少人口 (0～14 歳)	生産年齢人口 (15～64 歳)	老年人口 (65 歳以上)	1 世帯あたり 人員(人/世帯)
平成 12 年	17,059	2,225	11,109	3,719	3.2
平成 17 年	16,193	1,836	9,992	4,320	3.1
平成 22 年	15,085	1,510	8,920	4,654	2.9

国勢調査

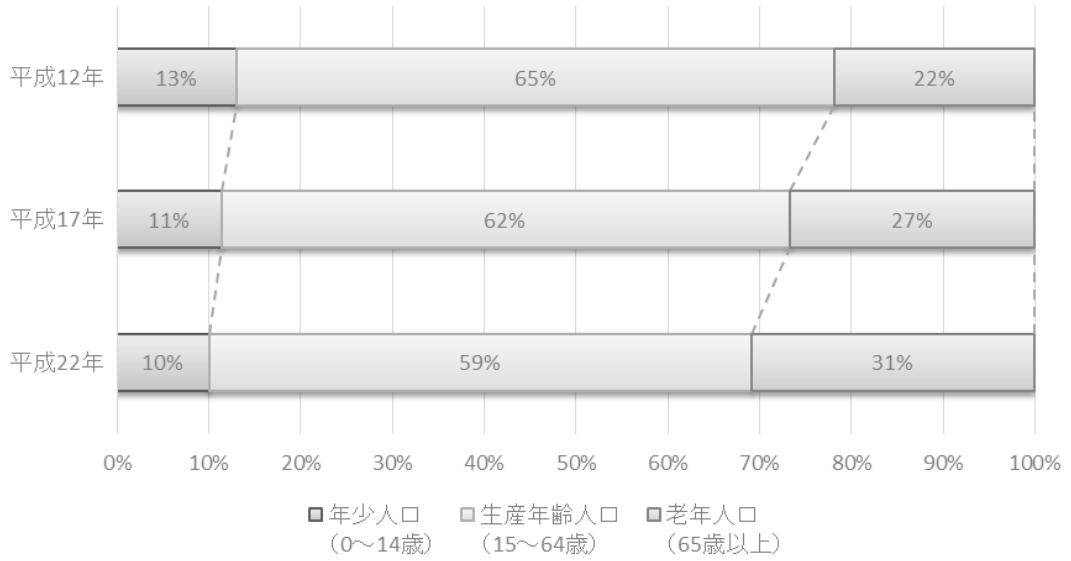
■総人口・年齢3区分別人口の推移



(3) 老年人口の割合

老年人口は平成 12 年から平成 22 年までの 10 年間で約 930 人増加、全体の割合は 11%増加しています。年少人口・生産年齢人口が減少していることとあわせて、少子高齢化の進行がわかります。

■年齢3区分別人口割合の推移

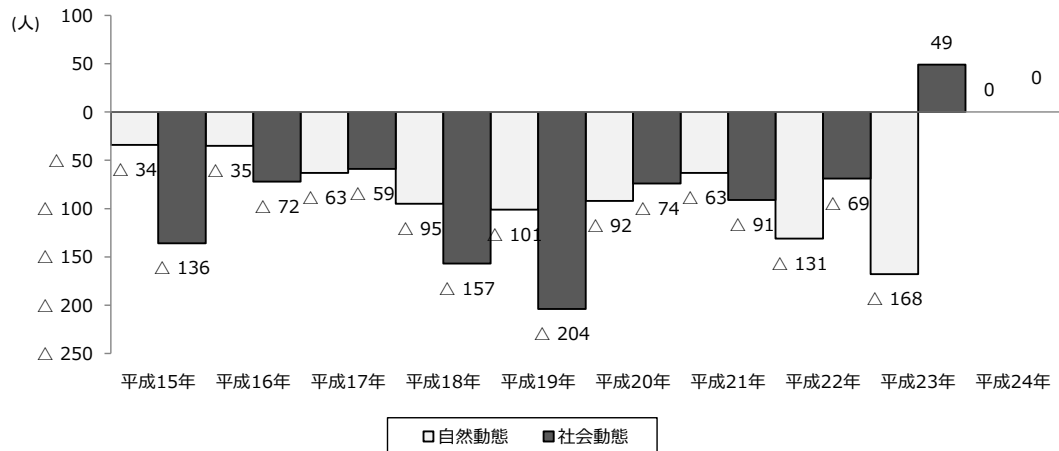


2 自然動態・社会動態

○社会動態（転入-転出）は、平成 15 年以降マイナス、平成 23 年に増加したが、人口減少の要因となっている。

○自然動態（出生-死亡）は、平成 15 年以降マイナス、人口減少を加速させている。

■自然動態・社会動態の推移

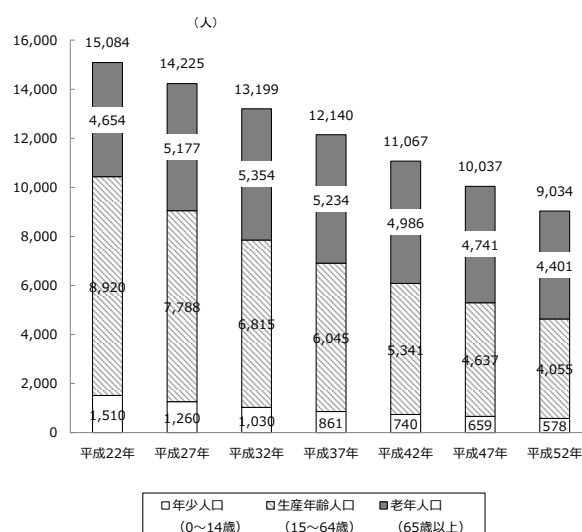


3 将来の人口推計

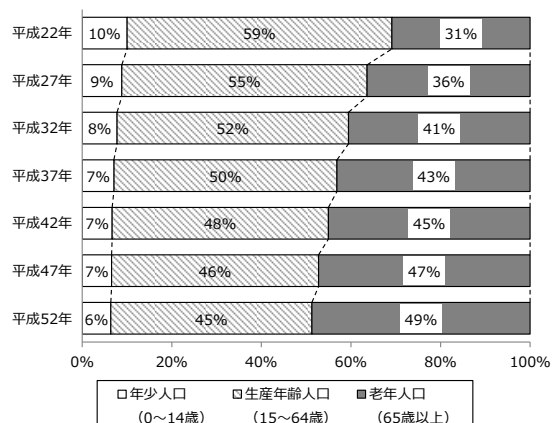
○平成 52 年には、10,000 人を下回ると推計される。

○年少人口も 30 年間で約 930 人減少すると見込まれる。

■ 年齢 3 区分別人口の将来推計 (国立社会保障・人口問題研究所)



■ 年齢 3 区分別人口割合の将来推計 (国立社会保障・人口問題研究所)

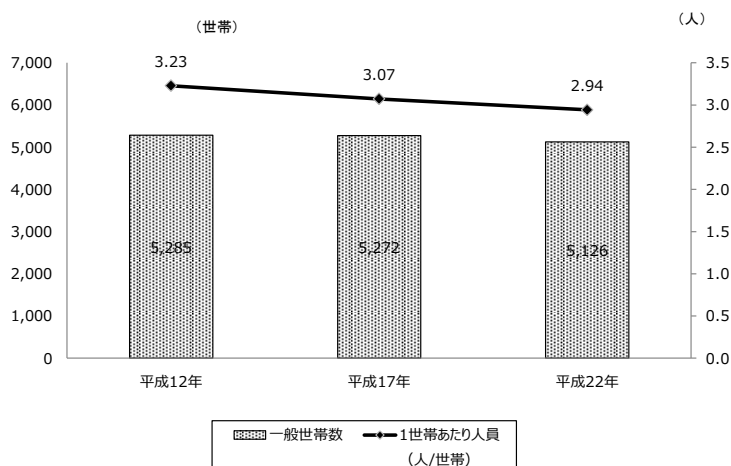


4 世帯の状況

○世帯数は年々減少、平成12年から10年間で約160世帯減少。

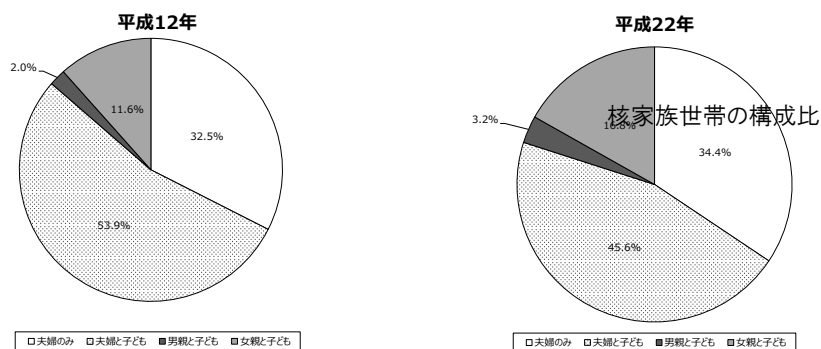
○1世帯あたり人員も減少し続け、核家族化が進行。

■世帯数および1世帯あたり人員の推移



○核家族の状態。「夫婦と子ども」が減少。「夫婦のみ」「女親と子ども」が増加。

■核家族世帯の構成比



・・・等・・・

5 子どもの人数

子ども（児童福祉法で定める18歳未満）の人口は、平成21～25年の5年間で241人（11.5%）の減少となっています。

(単位:人)

年月日→ 年齢↓	平成21年4月1日			平成22年4月1日			平成23年4月1日			平成24年4月1日			平成25年4月1日		
	全体	男	女	全体	男	女	全体	男	女	全体	男	女	全体	男	女
0歳	81	39	42	77	40	37	72	41	31	84	45	39	70	42	28
1歳	75	41	34	89	43	46	77	42	35	75	44	31	83	42	41
2歳	91	56	35	76	42	34	92	41	51	82	45	37	80	47	33
3歳	90	51	39	95	57	38	80	42	38	93	43	50	87	47	40
4歳	114	59	55	91	55	36	93	55	38	84	45	39	95	44	51
5歳	103	54	49	114	59	55	88	54	34	90	54	36	83	43	40
6歳	88	56	32	106	56	50	119	64	55	93	56	37	92	53	39
7歳	110	49	61	90	56	34	109	58	51	122	64	58	88	54	34
8歳	114	74	40	112	50	62	90	55	35	112	59	53	117	63	54
9歳	129	65	64	110	72	38	112	50	62	95	57	38	113	58	55
10歳	129	72	57	131	67	64	112	74	38	111	50	61	96	58	38
11歳	116	70	46	127	72	55	131	67	64	115	75	40	111	50	61
12歳	116	64	52	115	68	47	124	71	53	125	63	62	118	79	39
13歳	125	79	46	115	62	53	116	68	48	128	71	57	131	67	64
14歳	145	78	67	125	77	48	113	61	52	124	71	53	124	68	56
15歳	143	75	68	146	77	69	126	78	48	109	59	50	120	68	52
16歳	155	70	85	140	74	66	145	76	69	128	80	48	110	61	49
17歳	165	87	78	152	67	85	139	74	65	147	77	70	130	82	48
合計	2,089	1,139	950	2,011	1,094	917	1,938	1,071	867	1,917	1,058	859	1,848	1,026	822

・・・出生数、乳幼児・児童数の推計 等・・・

2 教育・保育施設の状況

1 幼稚園の利用状況

単位：人

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
松島第一 幼稚園	定員数	90	90	90	90	90
	4歳	25	26	20	20	27
	5歳	36	26	32	22	23
	合計	61	52	52	42	50
松島第二 幼稚園	定員数	60	60	60	60	60
	4歳	25	16	19	16	13
	5歳	18	25	13	21	18
	合計	43	41	32	37	31
松島第五 幼稚園	定員数	30	30	30	30	30
	4歳	13	3	12	8	7
	5歳	12	13	6	15	9
	合計	25	16	18	23	16
人数合計		129	109	102	102	97
定員合計		180	180	180	180	180
過不足		51	71	78	78	83

2 保育の利用状況

単位：人

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
定員数		269	269	269	269	269
高城 保育所	0 歳	10	9	5	10	11
	1 歳	10	12	16	11	13
	2 歳	19	13	14	15	15
	3 歳	16	21	18	21	17
	4 歳	28	13	19	16	19
	5 歳	13	27	13	19	15
	計	96	95	85	92	90
磯崎 保育所	0 歳	5	6	7	5	8
	1 歳	2	3	3	6	7
	2 歳	7	2	6	4	9
	3 歳	11	9	8	10	8
	4 歳	8	11	6	6	7
	5 歳	8	7	9	7	7
	計	41	38	39	38	46
松島 保育所	0 歳	2	1	2	1	4
	1 歳	3	6	3	3	3
	2 歳	5	2	6	4	4
	3 歳	5	5	5	11	4
	4 歳	3	5	4	6	10
	5 歳	10	3	5	2	4
	計	28	22	25	27	29
高城 保育所 分園	0 歳					
	1 歳	2	5	4	0	1
	2 歳	4	4	4	7	2
	3 歳	4	4	6	5	8
	4 歳	7	5	4	5	5
	5 歳	6	6	4	4	5
	計	23	24	22	21	21
合計		188	173	171	178	186
過不足		81	90	98	91	83

3 地域子ども・子育て支援事業の状況

今後本計画の「地域子ども・子育て支援事業」にて実施されていく事業のうち、以下は、これまでも松島町にて実施されてきた事業です。各事業の現在までの実施内容・状況は下記のとおりです。()内は松島町における事業名称です。

● 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

現在、保健福祉センターや勤労青少年ホームでの「ベビーくらぶ」、「すくすく広場」、「のびのび広場」や、親子教室、季節のイベントを行っています。また、町内の集会所等を借りて遊びの広場を開催する「わくわく広場」も平成26年度から始めています。

[対象年齢] 0～2歳

[内容]延べ利用者数（月間）人／月

単位：人

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用者数	6,574	5,740	5,424	5,665	6,285
実施箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

● 妊婦健康診査（妊婦健康診査助成事業）

妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業です。

現在、14回分の受診票（助成券）を交付しています。

単位：人

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用者数	903	834	877	785	779

● 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

生後四ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を、保育士等が直接訪問し、育児に関する相談や子育て支援に関する情報提供を行うとともに、各家庭の養育環境の把握を行う事業です。

単位：人

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
訪問家庭数	73	62	81	63	60

● 養育支援訪問事業

子育てに対する不安や孤立感を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭を訪問し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。専門的相談支援を行っています。

単位：人

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
対象児童数 (0～18 歳)	2, 244	2, 175	2, 081	2, 057	1, 985
利用者数	33	33	50	20	11

● 一時預かり事業

保育所を定期的にご利用していない家庭において、一時的に家庭で保育が困難となった場合や、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減する必要がある場合等に、子どもを一時的に預かる事業です。

磯崎保育所で実施しています。幼稚園でも通園児の兄弟の学校行事や家族等の病院受診の場合に利用でき、各幼稚園で降園後から16時30分まで実施しています。

単位：人

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用者数		46	58	55	53
利用者数(延べ)		102	142	173	156
平均利用日数		55日	55日	55日	55日

● 延長保育事業（延長・特別延長保育）

保護者の就労時間や通勤時間確保のため、保育所における通常の保育時間を延長して保育所で子どもを預かる事業です。

現在は各保育所で延長保育、高城保育所で特別延長保育を実施しています。

7：30～8：00 及び 16：00～18：00 が延長保育

7：00～7：30 及び 18：00～19：00 が特別延長保育

（18：00～19：00 については負担金が発生）

[対象年齢] 0～5歳

単位：人

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
高城保育所	利用者数	72	70	77	79	80
(特別延長)	利用者数	24	30	29	37	41
磯崎保育所	利用者数	16	22	24	18	27
松島保育所	利用者数	22	18	22	22	22
高保分園	利用者数	14	21	15	20	20
合計	利用総数	148	161	167	176	190

● 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童学級）

共働き家庭など留守家庭の小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を提供して、その健全育成を図る事業です。

現在は各小学校区で実施しています（長期休暇は1箇所）。

【対象年齢】 就学児（6～11歳）

単位：人

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
対象児童数 (6～8歳)	311	307	318	327	296
【低学年】 利用登録者数	67	77	83	81	85
【低学年】 登録数比率	21.5%	21.8%	26.7%	25.4%	28.7%
対象児童数 (9～11歳)	373	367	353	321	319
【高学年】 利用登録者数	1	1	0	0	0
【高学年】 登録数比率	0.3%	0.3%	0%	0%	0%

学区別利用者数

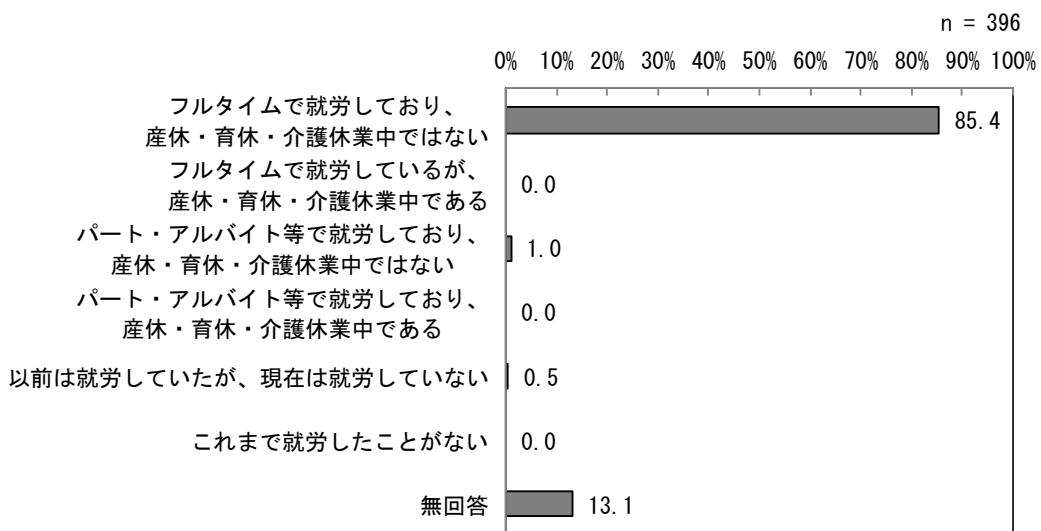
単位：人

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
第一小学区(たんぽぽ)	56	62	61	50	54
第二小学区(ひまわり)	12	8	19	22	19
第五小学区(どんぐり)		8	3	9	12

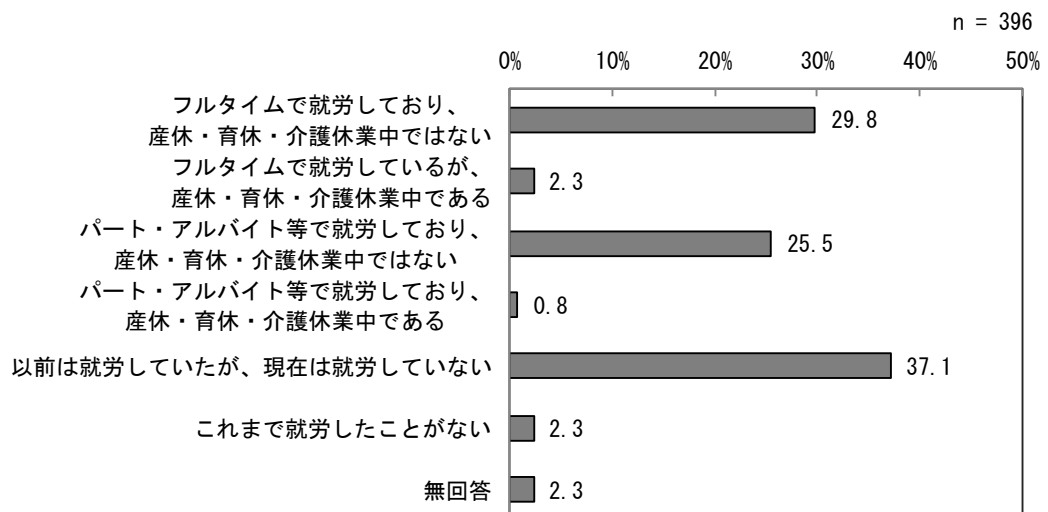
4 ニーズ調査の結果概要

本計画の策定にあたり、確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算出するため、教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握すること、さらに今後の施策の方向性を定める参考とするため、生活実態や要望・意見などを把握することを目的に「松島町 子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート」を実施しました。

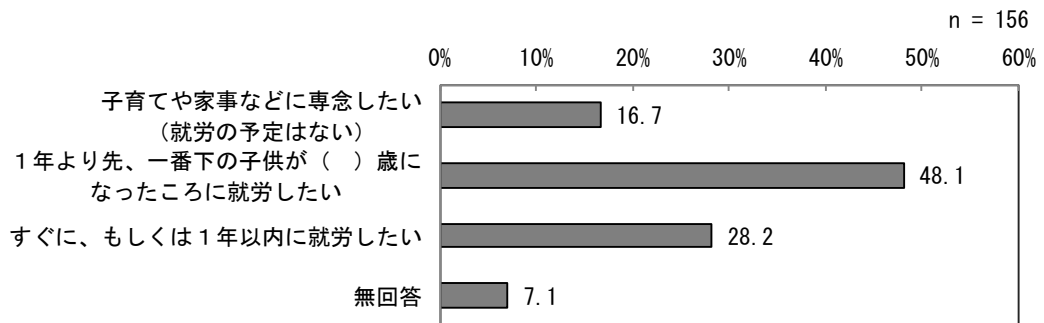
父親の就労状況



母親の就労状況



現在就労していない母親の今後の就労希望



他、定期的に利用している教育・保育事業

小学校低学年（1～3年生）の放課後の過ごし方希望（過ごさせたい場所）

保護者の就労状況・意向、教育・保育施設等の利用ニーズ、地域子ども・子育て支援事業の利用ニーズ、小学校入学後の放課後の過ごし方 等

5 松島町の子ども・子育て支援の課題

松島町の子ども・子育て支援の課題について整理。
検討中。

第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

1 基本方針

「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。

障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。

子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子ども のより良い育ちを実現することに他ならない。

子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。

社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。
(国の基本指針より)

・・・松島町独自のビジョンを示す・・・

2 基本理念

松島町では、次代を担う子どもたちがそれぞれ自分らしく輝き、明るく健全に成長できるよう、平成22年3月に「松島町次世代育成支援行動計画 後期計画」を策定しました。

子育て支援サービスや、子どもたちの心身の健やかな成長・発達を応援する取り組みを充実させること、「子どもの社会性の向上、自立促進」をサポートすること、また、親が子育てを主体的に行っていくことを前提にしながらも、子育てしやすい環境づくりをまち全体ですすめることを目標に、保育サービスや相談業務、さらに子どもたちの健全育成のための事業等に目標値を定め、各部門と連携をとりながら計画の実現に取り組んできています。

そして、安心して子どもを産み育てることができるまちとなるためには、子育て家庭を地域ぐるみで温かく見守り、必要なときは十分な手助けを行う体制を整備していくことも求められることから、これまでの取り組みにおいては、

基本施策

「ひとりひとりの親子を大切に支えるまちづくり」

「子どもがすこやかに育つことができるまちづくり」

基本目標

「育もう！ すこやか笑顔あふれる松島の子」

を掲げてきました。

ともすれば、子育ての責任や負担ばかりが語られがちな昨今ですが、現在子どもを育てているお父さんやお母さん、さらに将来子どもを産み育てる次世代の人々が、子育てそのものの楽しさや子どもと暮らすことの幸せを再認識することも大切です。

そして、その気持ちを大きくふくらませてもらうためには、計画の実行段階で、関係各機関・団体との連携はもちろん、地域住民のみなさんとの連携も欠かせないものだと考えます。

次世代育成支援行動計画で基本目標として掲げた上記の理念は、子ども・子育てで支援法の趣旨である「一人ひとりが個性ある存在として認められ、自己肯定感を持って育まれることが可能となる環境を社会全体で整備する」「地域や社会が保護者に寄り添いながら、親としての成長を支援する」と合致するものであると考えます。

以上により、松島町の子ども・子育て支援事業を定める本計画においても、これからも変えることのない大切な理念として次世代育成の理念を継承していくこととします。

地域全体での子育てサポート、さらに地域そのものも育つ。
すこやかで笑顔あふれる子どもを、松島のみんなで育てる。

その考え方を表す理念です。

基本理念

**育もう！
すこやか笑顔あふれる松島の子**

第4章 次世代育成支援に関わる施策

松島町次世代育成支援地域行動計画（後期計画）の事業内容について、今後の実施方針は下記のとおりです。

●以下、事業の現状、施策の内容、いずれも次世代後期に掲載されていた文のまま→5年前の状況のままです。

保育サービスの充実

保育所の保育時間の延長

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
最長で午前7時～午後7時までの延長保育を実施している。（延長利用者は15人）	◎高城保育所の保育時間を午後7時30分まで、松島、磯崎、高城分園の各保育所は午後6時30分まで延長する。	◎延長保育事業

一時保育の実施

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
実施していない。	◎計画期間早期に保育所1カ所で一時保育を開始する。 ◎幼稚園の園児の一時預かりを実施する。	◎一時預かり事業

休日保育対応

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
実施していない。	◎ニーズ調査等を実施し休日保育を継続的に実施できるかを判断する。	◎一時預かり事業

病児保育対策

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
実施していない。	◎広域での対応を検討する。	⑩病児保育事業

保育所待機児童ゼロの継続

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
(平成 21 年度) 待機児童ゼロを継続している。	◎待機児童ゼロを継続する。	教育・保育の提供

子育て支援センター事業の推進

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
センター型 1 カ所を設置している。(保健福祉センター共用スペースで事業を実施中)	◎センター型または児童館型 1 カ所設置を継続し、サービス内容の充実を図る。	②地域子育て支援拠点事業

相談体制の充実

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
子育て支援センターが中心となり対応している。 (平成 20 年度相談件数 351 件)	◎職員のスキルアップの研修を実施する。 ◎相談窓口の周知徹底を図る。	②地域子育て支援拠点事業 ①利用者支援事業【新規】

トワイライトステイ・ショートステイ事業

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
実施していない。	◎町単独での実施はできないが、広域での対応について検討する。	⑥子育て短期支援事業

ファミリー・サポート・センター事業

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
実施していない。	◎町単独での実施はできないが、広域での対応について検討する。	⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

多様な体験活動の推進

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
各保育所によって様々な形態で実施している。	◎地域人材と協力し、知育・食育・体育活動を推進する。	

食物アレルギー児の個別対応

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
入所児の給食では、個々に応じた対応を実施している。	◎個別対応を継続して実施する。	

留守家庭児童学級（学童保育）児童対策

利用時間の延長

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・通常下校後～午後6時 ・長期休業日及び曜日 午前7時30分～午後6時 （※保護者の通勤等の要望により、他市町村より早い時間に開所している。）	◎平成22年度より午後7時まで利用時間を延長する。	⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

留守家庭児童学級（学童保育）待機児童ゼロの継続

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
保護者が日中仕事等による留守家庭の小学3年生までの児	◎待機児童ゼロの受け入れ体制を継続する。	⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

<p>童（特別支援学級等の児童は6年生まで）を対象に、留守家庭児童学級（学童保育）を必要とする児童全てに対して実施した。待機児童ゼロを継続している。（母子健康センターと第二小学校の2カ所で実施）</p>		<p>全育成事業）</p>
---	--	---------------

保育サービスの質の確保

職員配置の充実

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
<p>国の基準に合わせた配置で運営している。必要に応じて加配を実施している。</p>	<p>◎障がい等の子どもの状況により、職員の加配を検討する。</p>	<p>・幼児期の学校教育・保育の質の確保</p>

職員の資質の向上

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
<p>随時職員研修を実施している。</p>	<p>◎計画的な研修の受講を継続する。</p>	<p>・幼児期の学校教育・保育の質の確保</p>

サービス内容に関する情報提供を推進

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
<p>各機関がそれぞれ情報を発信している。</p>	<p>◎各種事業の内容、整備状況等について、ホームページ上で公表する。 ◎総合的な子育て支援情報を提供できるよう体制づくりを進める。</p>	<p>①利用者支援事業【新規】</p>

子育て費用の軽減・各種助成

乳幼児医療費助成(通院・入院)の充実

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
通院6歳の年度末まで、入院7歳の誕生日まで助成を行っている。(所得制限有)	◎通院、入院とも、医療費助成期間の拡大を検討する。	

多子世帯の保育料軽減

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
同時に入所入園している兄弟の保育料は第2子半額、第3子以降無料としている。	◎第2子保育料半額、第3子無料を継続する。 ◎幼稚園授業料について、低所得者世帯を対象にした減免を平成22年度より第2子以降について拡充、第3子を無料とする。	⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】

予防接種助成継続

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
BCG、ポリオ、三種混合、麻疹、風疹、日本脳炎は全額助成している。	◎定期予防接種の全額助成を継続する。	

妊婦健診受診助成

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
・14回分の健診費用を助成 ※妊娠期間中ほぼ全回助成	◎継続する。	③妊婦健康診査

子育て支援の拠点づくり

子育て拠点施設の整備（子育て支援センターの整備拡充・児童館の設置）

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
<p>子育て支援センターは保健福祉センター内で事業実施している。</p> <p>施設は共用のため利用日、時間は限定、年間の利用者は延べ7,000人程度、職員2人体制（保育士、保健師各1人）。児童館は未設置。</p>	<p>◎子育て支援センター機能の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の利便性向上 ・利用時間の拡大を検討 ・相談体制やサービスの拡充 <p>◎児童館を設置し、乳幼児を持つ親子だけでなく、小中学生や地域住民が集い、交流できる場を整備する。</p> <p>◎こども図書館の充実を図る。</p>	<p>②地域子育て支援拠点事業</p>

子どもの遊び場確保

屋外の遊び場（公園）の整備

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
<p>既存の施設の維持・管理を行っている。</p>	<p>◎長松園（円形広場）の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊具の拡充、安全管理、衛生管理 <p>◎地区の公園の環境整備、安全対策を継続する。</p>	

子育て情報の発信推進

子育て支援情報の周知

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
<p>月1回広報と同時に子育て支援センターだよりを全戸配布している。</p>	<p>◎情報誌の全戸配布を継続する。</p>	

ホームページでの情報発信の充実

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
健診、予防接種の情報発信を実施している。	◎町のホームページでの情報発信を充実させる。	

出産時、転入時の情報提供の充実

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
出産時 個別訪問をして子育て支援サービスについて情報提供をしている。 転入者 窓口で情報誌を配布している。	◎子育て支援に関するパンフレット、冊子を作成し、希望者に配布する。 ◎各種手続きを行う窓口で子育て支援サービスの情報提供を実施する。	④乳児家庭全戸訪問事業

親子の交流促進

育児サークル活動支援

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
依頼があったときに子育て支援センターでサポートしている。	◎育児サークル情報を広く周知するための掲示板を設置する。 ◎各サークルの交流を図るための連絡会を設置する。 ◎子育て支援センターが中心となって育児サークルの運営をサポートする。	②地域子育て支援拠点事業

子育て支援センター仲間づくり事業の推進

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
週3回、親子の交流を目的とした広場を実施している。	◎一層の周知を図る。 ◎仲間づくり事業の充実を図る。	②地域子育て支援拠点事業

住民参加の子育て支援活動の推進

世代間交流の推進

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
保育所、幼稚園、小学校での体験活動を実施している。	◎世代間交流の拠点となる、誰もが気軽に集える場を設置する方向で検討する。	

子育てリーダーの育成

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
子育て支援ボランティアが中心となり活動中である。	◎講演会、研修等によりリーダーの育成を図る。	

地域の人材活用

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
様々な体験学習で地域の方に講師になってもらうなどの協力を得ている。	◎幼稚園、保育所で地域の人材活用による様々な体験活動を行う。	

子どもや母親の健康確保

情報提供・相談体制の充実

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
母子健康手帳交付時の個別面接を全数実施し、情報提供、問題把握に努めている。 乳幼児期の食物アレルギーの実態把握、情報提供に努めている。	◎母子保健スタッフによる個別面接全数実施を継続する。 ◎相談窓口の周知徹底を図る。 ◎妊娠、出産に関する情報提供の充実を図る。 ◎医療機関との連絡体制強化を図る。 ◎食物アレルギーのある子どもへの配慮、保護者への情報提供を充実させる。	③妊婦健康診査 ④乳児家庭全戸訪問事業

メンタルヘルス対策の充実

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
産後うつ対策として、情報提供及び新生児期にエジンバラ質問票によるチェックを全産婦に実施している。 (全体の10%~15%の産婦で産後うつ傾向がみられる)	◎産後うつに関する正確な情報提供を実施する。 ◎全産婦にチェックリストを実施し、高得点産婦には訪問、面接により継続的に支援を実施する。 ◎専門相談機関や医療機関との連携を強化し、包括的なサポートを行う体制を整備する。	

妊婦の交流促進

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
平成21年度よりマタニティ歯科健診を実施している。	◎妊産婦、赤ちゃん連れの方などが気軽に集える場を設ける。 ◎就労をしている妊婦に対する情報提供を充実する。 ◎先輩ママとの育児交流推進を図る。	

子育てを支援する視点での健診の実施

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
乳幼児健診に対する満足度は各年齢で80%超である。個別相談を重視した健診を行っているため、相談内容により長時間かかる回もある。 子育て支援センターの保育士も健診に従事し、親子遊びの提供等を行っている。	◎親子遊びの提供、仲間づくり支援等により待ち時間が苦にならないような工夫を行う。 ◎母子関連、育児関連情報の提供を強化する。 ◎親の育児支援の視点を重視した健康教育を行う。	④乳児家庭全戸訪問事業

個別相談の充実

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
現在、1人あたり平均20分程度の相談時間を確保。親の訴え、心配事解消を中心とした相談対応を行っている。	◎問診票、相談票の改良をし、より相談しやすいシートを作成する。 ◎母子保健スタッフの相談スキルの向上のための研修を実施する。 ◎健診のフォローアップ体制を強化する。	

疾病予防、事故防止対策の充実

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
定期予防接種の助成を行い、積極的な接種を勧奨している。乳幼児健診時に発達年齢に応じた事故防止対策についての情報提供を実施している。	<ul style="list-style-type: none"> ◎広報やホームページ上で、予防接種や感染症予防に関する情報提供を行う。 ◎家庭内での事故防止のため、乳幼児を持つ親に対し啓発パンフレットを配布する。 ◎予防接種については全対象者に新生児期に個別指導を実施する。 	

思春期対策充実

いじめ、自殺予防対策の推進

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
町内全小学生を対象にCAP体験学習を実施した。中学生を対象に命の講演会を実施した。	<ul style="list-style-type: none"> ◎CAP体験学習を松島の子どもたち全員が在学中に1度は受講できるよう取り組みを継続する。 ◎自殺予防に関する啓発を行う。 	

生（性）教育の充実

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
小中学校の養護部会と母子保健担当保健師の情報交換を定期的実施している。小学校の希望に応じて出前講座を実施している。	<ul style="list-style-type: none"> ◎幼児期から体系的な生（性）教育が行えるよう関係機関で検討を重ね、体系作りを行う。 ◎研修会を実施する。 	

食育の推進

食育の推進

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
乳幼児健診等で啓発した。 小学生対象の料理教室や食育教室を実施した。 学校給食及び保育所給食における地産地消の取組を実施した。 保育所・幼稚園・小中学校における食育並びに家庭への周知を図った。	◎早寝早起き朝ご飯運動を推進する。 ◎子ども向け食育講座を実施する。 ◎親へ食育に関する情報提供を充実させる。 ◎地産地消を推進する。	

小児医療体制充実

医療情報提供充実

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
赤ちゃんが生まれた家庭に対し、休日、夜間診療や電話相談窓口などの情報提供を実施している。	◎これまでの周知方法に加えて、ホームページでも情報提供を行う。 ◎母子健康手帳の中に必要な情報を盛り込んで交付する。	④乳児家庭全戸訪問事業

地域の小児医療体制充実

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
近隣自治体や関係機関と連携して、地域医療体制整備について検討を行っている。	◎地域医療体制の一層の充実を県に引き続き要望していく。	

次世代の親の育成

中高生と乳幼児のふれあい体験推進

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
職場体験やボランティア活動等を希望する中高生は、保育所、幼稚園などで乳幼児とのふれあい体験を実施している。	◎性教育と連携し、命について子どもが考える機会を設ける。 ◎中高生生の職場体験授業やボランティア活動を推進する。	

子どもや子育てに関する情報発信

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
子育て支援センターで全世帯へ子育て情報を発信している。	◎次代の親を育成する視点で、子育て支援センターだよりや広報などにより情報発信を行う。	②地域子育て支援拠点事業

確かな学力の向上

子ども一人一人に応じたきめ細かな指導の実施

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
少人数学習や学習補助員の活用により個々の学力に応じた指導を実施。特に中学校では補充的学習を強化している。	◎少人数指導、習熟度別指導を取り入れ、今後も個々の学力向上を図る取り組みを進める。	

外部人材の協力による学校の活性化

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
体験学習や総合学習等で、様々な専門職の協力を得ている。	◎学ぶ意欲を高める取り組みとして、外部人材の協力により創意工夫した教育を実施する。	

家庭学習の定着

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
学年毎の目標学習時間を周知し、家庭学習習慣の定着を図っている。	◎家庭と学校が協力し、家庭学習の取り組みを強化し、学習習慣の確立を図る。	

子どもの豊かな心の育成

多様な体験活動の推進

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
各施設で、地域特性を生かした様々な活動を実施している。 ・親子ウォーキング、料理、しめ縄づくり等	◎地域と学校、家庭の連携により、子どもの豊かな心を育む体験教育（野外活動、宿泊体験、農村学習）を継続して実施する。	

子どもからの相談の場、体制の確保

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
中学校にスクールカウンセラー及び小中学校に心の教室相談員を配置している。	◎電話相談を含め、いじめや不登校、非行など子どもの悩みや問題に対応できる相談体制を継続する。	

道徳教育の推進

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
保育所、幼稚園、小中学校において思いやりの心を持てるよう道徳教育を実施している。	◎子どもの心に響く道徳教育を推進する。	

健やかな体の育成

子どもの生涯にわたる健康増進教育推進

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
幼児期から思春期まで、子ども自身への健康教育を実施している。	◎適切な生活習慣を身につけるための健康教育を継続して実施する。	

子どもの体力増進

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
体育教育の他にも、各種体験教育やスポーツ活動をとおして、子どもの体力増進を図っている。 学校では縄跳び、マラソン、外遊びを推進し、年間を通じて体力向上を目指した取り組みを行っている。	◎スポーツに親しむ環境を整え、スポーツ習慣の確立、意欲の増進を図る。 ◎地域の人材を活用し、楽しく気軽に様々なスポーツに取り組める環境づくりを進める。 ◎学校、幼稚園での体力づくり活動を継続して実施する。	

信頼される学校づくり

地域と家庭、学校の連携強化

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
学校、PTA、スクールガードリーダーが連携して、子どもの見守り体制を構築している。	◎地域と家庭、学校の連絡、情報提供を密にし、一層の連携強化を図る。	

教員の研修の充実

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
研修、実践的研究を実施している。	◎教員の資質向上のため適切な研修を継続的に実施する。	

	◎幼保小連絡協議会・特別支援教育連携協議会等により一層の連携を推進する。	
--	--------------------------------------	--

安全な学校環境の整備

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
学校、幼稚園の耐震化、大規模改修による施設設備の充実を図っている。	◎園児、児童生徒が安心、安全に過ごすことができるよう今後も施設の整備を図る。 ◎ 第一小学校体育館を建設し、安全な学校環境整備を実施する。	

幼児教育の充実

幼小連携の推進

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
各幼稚園において、小学校行事への参加等を行っている。幼保小連絡協議会を設け、情報交換を実施している。	◎小学生との交流事業（行事）の推進を図る。 ◎幼保小連絡協議会・特別支援教育連携協議会等により一層の連携を推進する。	・幼・保・小連携の体制強化、小学校教育との円滑な接続

子育て相談支援の充実

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
主に在園児、未就園児の相談に随時対応。子育て支援センターとも連携し、発達や養育不全など様々な相談に対応している。	◎子育て支援センターとの連携を強化し、地域全体の子育て相談機関として、相談対応機能の充実を図る。 ◎地域の未就園児との交流を実施し、気軽に相談できる体制を作る。	②地域子育て支援拠点事業

多様な体験活動の推進

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
園によって様々な形態で実施している。	◎地域人材と協力し、体育、食育、知育活動を推進する。	

家庭教育への支援の充実

家庭教育に関する学習機会及び情報の提供

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
講演会やおたより等で普及を図っている。 乳幼児健診や子育て支援事業で情報提供に努めている。	◎家庭教育の重要性についての啓発を行う。 ◎関係機関、部署が連携してより良い情報提供ができるよう取り組む。	

育児ボランティアや子育てサポーターの活動推進

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
子育て支援センターを中心に、様々なボランティアが活動中である。	◎ボランティアの普及、育成に努め、幼稚園・保育所等での活動を推進する。	

地域の教育力の向上

多彩な体験活動の推進

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
地域、NPO、行政等が多様な事業を実施中である。 ・親子ふるさとウォーキング、遊覧船島巡り、かまぼこ焼き体験等	◎互いの情報交換、連携を密にし、活動の充実を図る。	

世代間交流の推進

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
学校、幼稚園、保育所中心で実施中である。 ・しめ縄作り、農村体験、文化伝承事業等	◎世代間交流の核となる場を設置し、交流推進を図る。	

地域スポーツの推進

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
NPO、行政等がそれぞれ事業を実施し、幼児から高齢者まで様々な活動が実施されている。	◎スポーツ施設、指導者に恵まれている利を生かして一層活動を推進する。	

有害環境対策推進

情報の収集及び提供

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
青少年健全育成松島町民会議で研修会を実施した。 青少年環境浄化モニターが定期的に町内を巡回し、情報収集、活動普及を実施している。	◎家庭と学校が協力してより低年齢のうちから、正しい情報を教えるよう努める。 携帯電話、インターネットの有害サイト、過激なゲームソフトなどの悪影響から子どもを守るための情報発信を強化する。 ◎有害図書等の自動販売機の撤去運動を推進する。	

学校での対策推進

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
小中学校校内携帯電話の持ち込み禁止を実施した。	◎継続する。	

業界への働きかけ強化

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
	◎関係団体と協働して、有害情報の規制強化について要望して行く。	

公共施設での禁煙推進

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
小中学校、保育所、幼稚園敷地内は完全禁煙を実施している。	◎公共施設の禁煙化を推進する。 ◎副流煙の危険性について、周知を図る。	

男性を含めた働き方見直し

町内企業、雇用主への働きかけ

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
町として企業や雇用主への働きかけは特に行っていない。	◎育児休業制度、短時間勤務の他、年次有給休暇の取得促進やノー残業デー等について、事業主を対象とした講演会等を開催し意識啓発を図る。	

住民全体への働き方見直しへの啓発活動

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
広報等で不定期に啓発を行っている。	◎ワーク・ライフバランスに関する啓発を図る。	

男女共同参画に関する啓発活動

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
講演会等の啓発事業を実施している。	◎家庭や地域での男女平等意識の啓発を図る。	

父親の育児参加推進

父親参加型の事業を増やす

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
特になし。	◎休日のイベント、事業等で父子の参加を推進する。	

男性の育児参加意識を高める啓発活動

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
啓発活動を実施している。	◎情報発信を推進する。	

再就職支援

求職中の保育所入所

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
求職活動のための保育所利用を3ヶ月間に限り認めている。	◎3ヶ月間求職活動に専念できるよう、求職理由での保育所入所を今後も継続する。	・産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

求人情報の提供

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
役場内で、管内の求人情報を公開している。	◎ハローワークと連携し、町で地域の求人情報の提供を継続して実施する。 ◎出張ハローワークを開催する。	

育児休業中の兄弟児の継続入所

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
産休中は年齢に関係なく兄弟児を受け入れている。 育児休業中に兄弟児が4歳児5歳児年齢である場合は保育所入所を継続できるよう配慮している。	◎産休中の対応及び育児休業中の4歳児5歳児の継続入所は今後も継続する。	

職業訓練等の情報発信

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
パンフレット等による啓発を実施している。	◎職業訓練等の情報発信を今後も積極的に実施する。	

就業日が決定している方の保育所入所予約の実施

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
育児休業期間の終了などにより、当該年度内に就業することが確実な場合は、保育所入所の予約を受け、就業日から確実に入所できるよう便宜を図っている。	◎入所予約を継続して行い、安心して育児と職業生活が両立できるよう整備する。	・産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

就労支援

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
広域で若者向け就職支援講座を開催し、求職活動を支援している。	◎若者向け就職支援講座を継続して開催する。	

住環境整備

住宅の情報提供

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
ホームページで住宅団地の情報を提供している。	◎住宅団地等、住宅情報の提供に努める。	

道路環境整備

通学路等の安全を確保

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
通学路の歩道化を推進している。	◎歩行者が安全に通行できる道路環境を整備する。	

バリアフリー

公共施設のバリアフリーの推進

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
トイレの改修、スロープ、点字ブロックの設置等随時対策を進めている。	◎新規に設置する設備については、全ての人が使いやすい『ユニバーサルデザイン』を取り入れる。	

チャイルドシートの使用徹底

ベビーシート、チャイルドシートの使用推進

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
平成 11 年よりチャイルドシートの貸し出しを開始した。今年度 6 台貸し出しているが、制度開始から 10 年が経過し、個人が直接購入するようになり利用者が減少している。広報、交通安全教室等で随時啓発を実施している。	◎貸し出しは継続するが、今後は着用徹底への啓発活動に重点を置きながら、安全確保に努め・安心なまちづくりを進める。	

交通安全教育推進

交通安全教育の実施

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
小学校で自転車の正しい乗り方の普及を実施している。パトロール、街頭指導により、登下校時の交通事故防止対策を行っている。	◎交通安全指導員による安全マナーの啓発活動と現地指導の強化を図る。 ◎各小学校での交通安全教室の開催を継続する。	

地域の防犯体制推進

子どもを守る地域の防犯体制の充実

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
各地区の防犯指導隊、少年補導員、PTA、学校、行政協働による地域パトロール、街頭指導を実施している。	◎学校、PTA、地区防犯組織等が協力して、不審者対策並びに防犯活動の強化を図る。 ◎小中学校でのメール配信や子ども	

防犯情報の小中学校でのメール配信を実施している。子ども110番の家を設置している。	110番の家の更新・拡充を図る。 ◎防災無線の有効な活用を図り、情報発信を充実する。	
---	---	--

いじめ対策

子どもの権利を守る啓発活動

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
平成20年度、21年度の2年間で町内全小学生にCAP体験学習を実施した。併せて保護者や一般住民向けの講演会を実施した。	◎いじめ、虐待、性暴力などから子どもを守るために、CAP体験学習をはじめとする人権啓発学習に継続して取り組む。 ◎住民全体に向けて、児童虐待防止や子どもの人権を守る取り組みについての啓発事業を充実させる。	

児童虐待防止対策の推進

児童虐待防止対策の強化

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
子育て支援センターを中心機関として対策の強化を図っている。全出生家庭を対象に赤ちゃん訪問を実施。育児不安の早期発見を図り、虐待への移行を未然に防ぐ取り組みを行っている。	◎子育て支援センターを調整機関とし、医療機関をはじめとする様々な関係機関の連携強化、対策推進を図る。 ◎発生予防対策の充実、早期発見、早期対応の充実を図る。 ◎関係機関、職員の資質向上のための計画的な研修を実施する。 ◎社会全体への啓発活動を拡充する。	

ひとり親家庭支援

相談対応の充実

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
主に役場窓口で相談対応を行い、必要に応じて関係機関と連携し対応している。	◎子育て支援センターと連携し、ひとり親家庭の育児、生活に関する相談体制の充実を図る。	

障がいのある子への支援

日中一時支援事業（母子通園施設）「希望園」の充実

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
指導員1人、補助員1人の2人体制で、1日あたり4～5人を受け入れ、週4日療育支援を実施している。	◎乳幼児から学童まで継続したサポートが受けられるよう体制を充実させる。 ◎町の療育支援の中心施設として、関係機関と連携しながら機能強化を図る。 ◎障がい児及び保護者が集う場としての利用促進を図る。	

保育所・幼稚園等での障がい児受け入れ体制の充実

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
特に規定はないが、可能な限り障がい児の受け入れに配慮している	◎職員の研修を計画的に実施し、より良い受け入れ体制を作る。 ◎障がいに応じた指導が行えるよう、保健福祉・教育関係機関との連携強化を図る。 ◎個々の特性に応じた、就学相談の充実を図る。	

早期発見、個別支援の充実

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
乳幼児健診では年間で約 10% の児が経過観察となっている。	<p>◎乳幼児健診での早期発見、早期支援を図る。</p> <p>◎特別支援教育連携協議会を設け、幼稚園、保育所、小学校、中学校、支援学校、保健福祉関係機関と連携して情報共有を図り、継続的な相談支援、体制の充実を図る。</p> <p>◎支援学校や事業所、福祉関係機関と連携による情報共有を図り、継続的な相談支援を図る。</p>	④乳児家庭全戸訪問事業

情報提供の充実

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
個別に必要な情報を提供している。	◎障がいに応じた、各種制度、支援内容等についての情報提供を充実させる。	

仲間づくり支援

事業の現状	施策の具体的内容	今後の方針
希望園には平成 21 年現在 6 人の児童が通所。子育て支援センターで実施している障がい児を持つ親の会「いるかの会」には常時 5～6 人の親が集まっている。	<p>◎希望園や障がい児を持つ親の会を積極的に紹介し、親同士の仲間づくりを支援する。</p> <p>◎情報発信を充実する。</p>	

第5章 教育・保育提供区域の設定

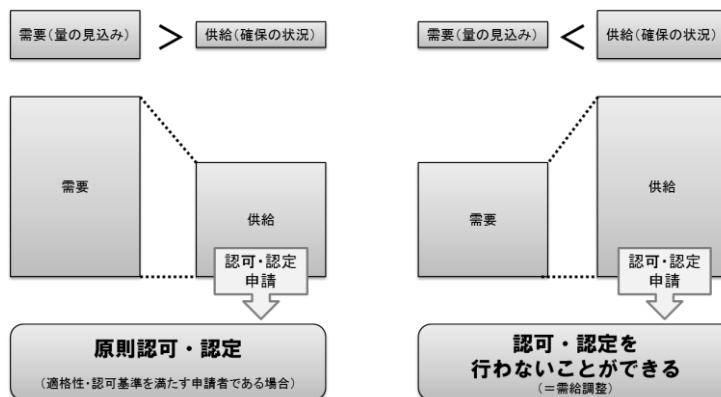
1 教育・保育提供区域の定義

教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法にかかる教育・保育事業を提供する基礎となる市町村内の区域です。（子ども・子育て支援法第61条第2項）

教育・保育提供区域は、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を基本に、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、教育・保育の整備状況などを総合的に勘案した上で、市町村が独自に設定します。

教育・保育提供区域は、松島町において、地域ニーズに応じたサービスを計画的に提供する（最適な需給バランスを図る）ための基礎的な範囲になります。なお、運用にあたり、次の事項が定められています。

- 1 教育・保育提供区域は、教育・保育事業に共通の区域設定が基本。
ただし、施設状況や利用実態に応じて、「子どもの認定区分ごとの設定」「地域子ども・子育て支援事業ごと(13事業のうち、11事業)の設定」も可能。
- 2 教育・保育提供区域は、教育・保育事業を認可する際の需給調整の判断基準となる。
各提供区域の中で供給が不足する区域がある場合、その区域内に認可基準を満たす申請があれば、原則、認可しなければならない(※)。



※①社会福祉法人、学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識や経験に関する要件を満たすことを求める。②その上で、欠格事由に該当する場合や、供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。

- 3 施設や事業の利用は、提供区域内での利用が原則。ただし、区域外の施設・事業の利用も可能。

2 教育・保育提供区域の設定

松島町では、認定区分（1号、2号、3号）ごとの教育・保育提供区域と、地域子ども・子育て支援事業（区域設定の必要な11事業）の提供区域を、次のように設定します。

■教育・保育の提供区域

事業区分(子どもの認定区分)	区域設定	考え方
1号認定(3歳以上・教育のみ)	町内全域	町域が広大ではないこと、現在の施設数・配置状況、教育・保育では需要に応えられていることなどから、細かい区域に分けず町内全域で提供の調整を行うことが現実的と考えられる。 ただし、今後の施設・事業の整備にあたっては、地区ごとの状況や需要の変動を踏まえて実施していくこととする。
2号認定(3歳以上・保育あり)	町内全域	
3号認定(0～2歳・保育あり)	町内全域	

■地域子ども・子育て支援事業の提供区域

地域子ども・子育て支援事業	区域設定	考え方
①利用者支援に関する事業(新)	町内全域	相談支援、情報提供という事業特性から町内全域で対応する。
②地域子育て支援拠点事業	町内全域	居住区によらない利用実態もあることから、町内全域で対応する。
③妊婦健康診査	町内全域	健診は各所の医療機関で受診可能で、区域を設定して行う事業ではないため町内全域で対応する。
④乳児家庭全戸訪問	町内全域	訪問型の事業であるため町内全域で対応する。
⑤養育支援訪問事業	町内全域	相談支援は地区によらず町域全体に実施しているものである。

⑥子育て短期支援事業	町内全域	一時的・不定期のサービス提供事業であり、区域を特定しての提供にあたらなことから町内全域で検討していく。
⑦ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	町内全域	一時的・不定期のサービス提供事業であること。実施の場合は町域全体での会員登録・利用調整が想定されるため、町内全域で検討していく。
⑧一時預かり事業	町内全域	一時的・不定期のサービス提供事業であることから、今後需要の伸びがみられた場合も町内全域での対応を検討する。
⑨延長保育事業	町内全域	通常の保育時間を超えて保育を行う事業であり、保育事業と切り離せないこと。現在各保育所で実施していることから、保育同等の町内全域域で対応する。
⑩病児保育事業	町内全域	今後の検討にあたり、区域を特定した需給計画にはなじまないことから町内全域での対応を検討する。
⑪放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	町内全域	現在は各小学校で実施しており、今後の拡充・調整も全域を対象に行うことが想定されるため、町内全域で対応する。

■提供区域設定を行わない事業

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 (新)	—	区域ごとに対応する事業ではないため、設定はない。
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業(新)	—	区域ごとに対応する事業ではないため、設定はない。

第6章 教育・保育施設の需要量及び確保の方策

計画期間の「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（満3歳未満の子どもの保育利用を含む）」、「量の見込み」に対応する教育・保育施設及び地域型保育事業等による提供体制及び実施時期を以下の通り定めます。

1 量の見込みと確保の内容

表中「①量の見込み」は計画期間中の各年度に利用希望が発生すると想定した量。「②町計画数（確保の方策）」はその需要に対して提供を確保する計画数を示しています。

量の見込みについて

教育・保育の量の見込みは、各年度の児童数見込みに基づき、国の統一方式を用いて算出しました。ただし、国の統一方式の結果が過去の実績と比較して極端に乖離する場合は、独自の設定を行いました。

1号認定（3歳以上、幼稚園を利用）は算定結果が実際の利用状況に比べ少ない数値となったため、実際の利用状況を勘案して見込みました。□□□□■

量の見込みと計画数

		平成27年度				
		1号	2号		3号	
		3-5歳 教育のみ	3-5歳 教育希望	3-5歳 保育あり	1-2歳 保育あり	0歳 保育あり
人口推移見込		263			146	69
①量の見込み (必要利用定員総数)		140人	120人		70人	30人
			10人	110人		
②町計画数(確保の方策)	認定子ども園 幼稚園、保育所	105人	110人		70人	30人
	地域型保育事業					
	認可外保育施設					
②-①		▲35人	▲10人		0人	0人

		平成28年度				
		1号	2号		3号	
		3-5歳 教育のみ	3-5歳 教育希望	3-5歳 保育あり	1-2歳 保育あり	0歳 保育あり
人口推移見込		253			145	67
①量の見込み (必要利用定員総数)		140人	110人		70人	30人
			10人	100人		
②町計画数(確保の方策)	認定子ども園 幼稚園、保育所	130人	110人		70人	30人
	地域型保育事業					
	認可外保育施設					
②-①		▲10人	0人		0人	0人

		平成29年度				
		1号	2号		3号	
		3-5歳 教育のみ	3-5歳 教育希望	3-5歳 保育あり	1-2歳 保育あり	0歳 保育あり
人口推移見込		248			141	66
①量の見込み (必要利用定員総数)		130人	100人		70人	30人
			10人	90人		
②町計画数(確保の方策)	認定子ども園 幼稚園、保育所	130人	100人		70人	30人
	地域型保育事業					
	認可外保育施設					
②-①		0人	0人		0人	0人

		平成30年度				
		1号	2号		3号	
		3-5歳 教育のみ	3-5歳 教育希望	3-5歳 保育あり	1-2歳 保育あり	0歳 保育あり
人口推移見込		233			138	65
①量の見込み (必要利用定員総数)		130人	100人		70人	30人
			10人	90人		
②町計画数(確保の方策)	認定子ども園 幼稚園、保育所	130人	100人		70人	30人
	地域型保育事業					
	認可外保育施設					
②-①		0人	0人		0人	0人

		平成31年度				
		1号	2号		3号	
		3-5歳 教育のみ	3-5歳 教育希望	3-5歳 保育あり	1-2歳 保育あり	0歳 保育あり
人口推移見込		230			136	63
①量の見込み (必要利用定員総数)		130人	100人		70人	30人
			10人	90人		
②町計画数(確保の方策)	認定子ども園 幼稚園、保育所	130人	100人		70人	30人
	地域型保育事業					
	認可外保育施設					
②-①		0人	0人		0人	0人

【確保の方策・実施の方針】

町内でのニーズは確保されています。

ニーズ調査の意見を踏まえ、より良い教育・保育環境を整備します。

認定こども園も含めた、施設のあり方を検討していきます。

ニーズ調査での声

-
- ✎ 保育時間をもっと長くしてほしい。
 - ✎ 一時預かりは親のリフレッシュなどでも利用できるようにしてほしい。
 - ✎ 幼稚園を3年保育にして欲しい。
 - ✎ 町立の幼保であることを生かして幼児教育にもっと力を入れ、小学校との連携や子供たちの能力up、小学校からの学力upのベース作りを。
 - ✎ 町内の子供が少ない現況なので、幼保一体化を強く望みます！
 - ✎ 幼保一元化で希望があれば幼稚園でも保育所でも入所基準・制限をしないで入所出来る方法をとってほしい。
 - ✎ 幼稚園は時代の流れをくみとり、質向上を(園庭開放、未就園クラブ等も)。
 - ✎ 幼稚園の預かり時間をもう少し長くしてほしい。お迎えが14:00までだととても助かる。
 - ✎ 幼・保一元化の施設を増やしてもらえたら一か所に集中しなくて済むと思う。
 - ✎ 産後休暇明けからの乳児を保育所に入れられると嬉しい。
 - ✎ 産後6か月からの保育をもっと早くから。産休後の復帰しやすく。
-

2 教育・保育の一体的提供推進（認定こども園について）

教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育所の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、住民の意向や地域の情勢を踏まえて、子どもたちに質の高い教育・保育の提供と、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進を検討していきます。e t c □ □ □ □ ■ □ □ □ □ ■

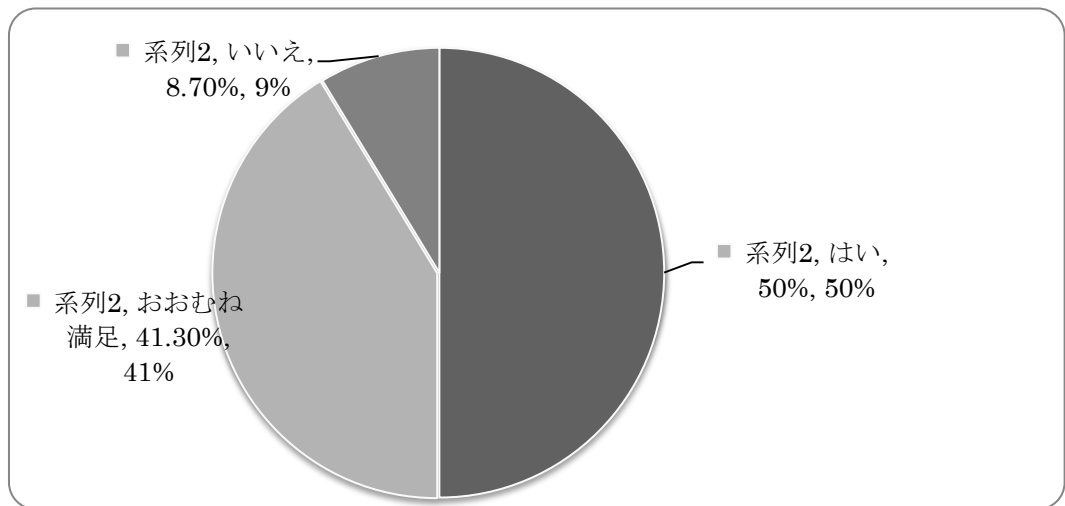
幼稚園・保育所連携型施設利用保護者へのアンケート

松島町では平成19年度より、試みとして、第二小学校と併設した中で、第二幼稚園と高城保育所分園が幼稚園・保育所連携型施設、4、5歳児が合同幼児教育を行っています。

新たな連携型や統合型を検討するため、利用している保護者アンケート（平成21年3月9日付け）を行いました。

現状の利用内容に満足しているか

- ・はい 23名 50%
- ・いいえ 4名 8.7%
- ・おおむね満足 19名 41.3%

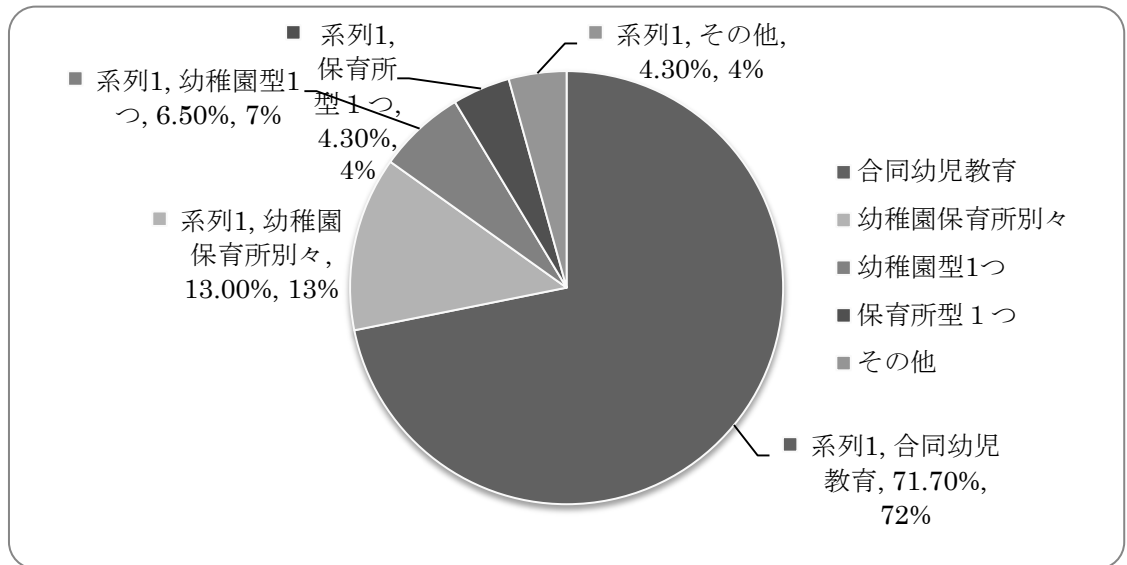


- 2 幼児教育と一緒に受けられるため、子どもにとって良い 15名 32.6%
- 3 異年齢とのふれあいができ、思いやりが育つ 14名 30.4%
- 4 同じ小学校に就学する準備ができ、友達が増えて良い 21名 45.7%

幼稚園・保育所連携型施設についてどう思うか

- 1 このまま合同幼児教育を続けてほしい 33名 71.7%
- 2 幼稚園、保育所を別々にしてほしい 6名 13.0%
- 3 幼稚園型ひとつにしてほしい 3名 6.5%
- 4 保育所型ひとつにしてほしい 2名 4.3%
- 5 その他 2名 4.3%

我が家は卒園ですが、合同教育も良いかと思えます。
人数が増えるのであれば別々にしてほしい



場所について

1 このまま小学校併設がよい 35名 76.1%

2 別の場所にしてほしい 4名 8.7%

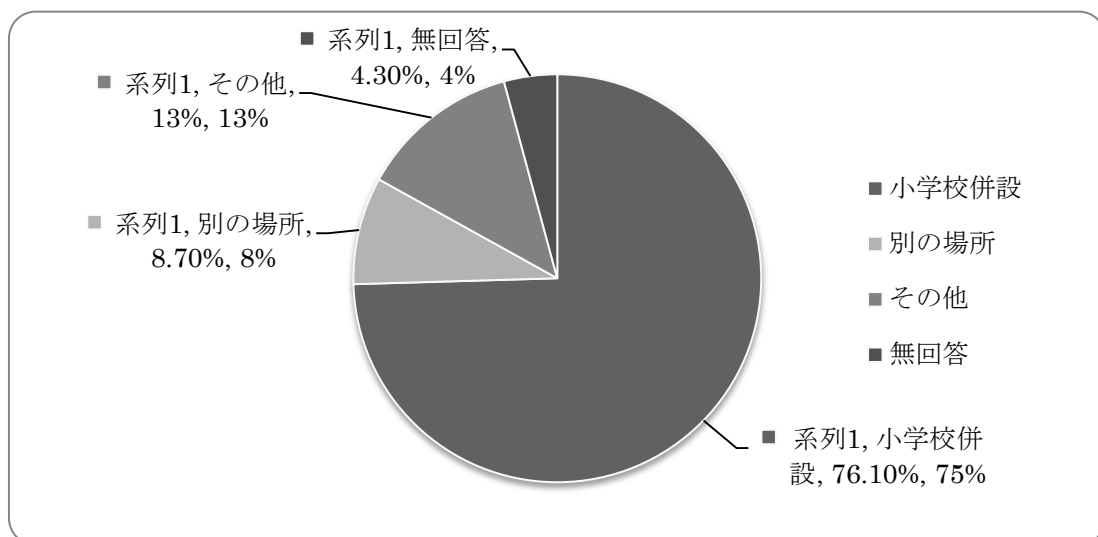
3 その他 5名 13.0%

①幼稚園は小学校併設が良いが保育所は別の場所が良いと思う

②保育所を近い場所に建設してほしい

③保育所を建てられるなら二小敷地内に建築または二幼に増設してほしい

④他の学年も見ることができるので良いと思うが、長期休業時は保育所のほか
は誰もいなくてさびしい



ニーズ調査での、国の見込み量算定手順による家庭類型と利用意向率

国の「量の見込み」算定手順に沿って算出された結果。

0～就学前（5歳）の家庭類型

家庭類型		現在		潜在	
		実数	割合	実数	割合
タイプA	ひとり親	47	12.4%	47	12.4%
タイプB	フルタイム×フルタイム	98	25.9%	114	30.2%
タイプC	フルタイム×パートタイム (月 120 時間以上+下限時間～120 時間の一部)	67	17.7%	154	40.7%
タイプC'	フルタイム×パートタイム (下限時間未満+下限時間～120 時間の一部)	19	5.0%	19	5.0%
タイプD	専業主婦(夫)	147	38.9%	41	10.8%
タイプE	パート×パート (双方月 120 時間以上+下限時間～120 時間の一部)	0	0.0%	3	0.8%
タイプE'	パート×パート (いずれかが下限時間未満+下限時間～120 時間の一部)	0	0.0%	0	0.0%
タイプF	無業×無業	0	0.0%	0	0.0%
全体		378	100.0%	378	100.0%

潜在家庭類型（将来の就労希望による）で、フルタイム×フルタイム、フルタイム×パートの割合が高い。認定区分で、保育が必要となる層は多いと想定される。

利用意向率

■1号認定（認定こども園・幼稚園）

家庭類型がタイプC'、D、E、Fの3歳以上で、現在、「幼稚園」または「認定こども園」を利用したいと回答した人。

家庭類型		利用意向率(割合)
タイプC'	フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	92.3%
タイプD	専業主婦(夫)	96.2%
タイプE'	パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	0.0%
タイプF	無業×無業	0.0%

■2号認定（幼稚園の利用希望が強い）

家庭類型がタイプA、B、C、Eの3歳以上で、現在、「幼稚園」を利用している人。

家庭類型		利用意向率(割合)
タイプA	ひとり親	7.9%
タイプB	フルタイム×フルタイム	9.1%
タイプC	フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	50.6%
タイプE	パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	0.0%

■2号認定（認定こども園・保育所）

家庭類型がタイプA、B、C、Eの3歳以上で、現在、「幼稚園」を利用していない人で、今後、「幼稚園」、「認定こども園」、「保育所」等を利用したいと回答した人。

家庭類型		利用意向率(割合)
タイプA	ひとり親	92.1%
タイプB	フルタイム×フルタイム	89.3%
タイプC	フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	49.4%
タイプE	パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	100.0%

利用意向率に、人口推計の児童人口を乗じた「量の見込み」（暫定値）では、2号認定のうち約30%が幼児期の教育を希望する可能性が高いという結果になった。

3歳から5歳の子どもで、親が就労をしている（あるいはひとり親家庭）場合、

その約30%程度のニーズは、保育と教育の機能を兼ね備えた「認定こども園」に向けていくとも考えられる。

●「ニーズ調査での声」にもあるとおり、要望の高さはいかがえる。

●子ども・子育て会議で施設実地見学を行った件□□□□■□□□□■

●以上により、教育・保育の一体的提供は松島町にとって大きな課題であり目標とするところである。□□□□■□□□□■

※以下は国指針等による項目（任意事項）です。

3 教育・保育施設の質の向上

質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、施設設備等の良質な環境の確保と、保護者以外に幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図らなければいけません。

子どもの健やかな育ちを保障し、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するため、以下の取り組みを進めます。・・・etc

職員配置の充実

職員の資質向上に向けた研修等の充実

4 幼・保・小連携の体制強化、小学校教育との円滑な接続

5 地域型保育事業と教育・保育施設との連携促進、地域の子育て支援の役割

6 0～2歳に係る取り組みと3～5歳に係る取り組みの連携

7 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、計画的に教育・保育施設の整備や地域型保育事業の展開を進めます。e t c・□□□□
■□□□□■

第7章 地域子ども・子育て支援事業

国の基本指針等に沿って、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。設定した「見込み量」に対応するよう、地域子ども・子育て支援事業等によるサービス供給（確保の内容）及び実施時期を以下の通り定めます。

1 地域子ども・子育て支援事業

① 利用者支援事業

子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、子育てや教育・保育の利用に必要な情報の提供、助言などを含めた支援を行う事業です。新制度による新規事業です。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実施予定か所数	0か所	2か所	2か所	2か所	2か所

【提供の方策・実施の方針】

現在、該当事業はありません。

専門的な相談員の配置を検討します。

ニーズ調査での声

- ✎ フルタイムで働いている人、夜勤のある人、引越してきた人はどうしても情報が得られない現状がある。もっと目につく情報源がほしい。
- ✎ 町外からの転入者にとってどこに何があるか分からず、転入者向けの子育てマップのようなものを作成しては？ 定住促進のためにも。

② 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

量の見込みについて

ニーズ調査による利用希望を基に見込みました。

量の見込みと計画数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	6,347人回	6,258人回	6,111人回	5,992人回	5,874人回
実施箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
町計画数(確保の方策)	6,000人回	6,000人回	6,000人回	5,900人回	5,800人回

【提供の方策・実施の方針】

現在、保健福祉センター等で実施しています。

今後は新たに整備される児童館を中心に実施する予定で、現在実施中の事業に加え、各種イベントを用意し、事業内容を充実させていきます。

ニーズ調査での声

- ✎ 近くに交流の場を(親や子供達の)。長期間休みの場合に、幼稚園児でも気軽に行ける場所が欲しい。
- ✎ もっと近場でのイベントなど増やして、車がなくても気軽に足をはこべるようにして欲しい。
- ✎ 支援センターのイベントの定員をなくし、多くの子供が参加できるようにしてほしい。
- ✎ 支援センターのホール開放、ありがたい。広々としたスペースで走って、騒いで、子供の好きな場所。
- ✎ 0歳児、1歳児、2歳児も週1回や月1回でも保育士さんなどが主催の手遊びやリズム遊びやちょっとした育児のポイントなどの教室があるとよい。
- ✎ 小さい子供と一緒に出かけられる施設がもっとあればいいなと思っています。(児童館のようなイメージ)。
- ✎ 児童館の設置後、どのような運営がされるのか楽しみだ。

③ 妊婦健診事業

妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業です。

量の見込みについて

子どもが生まれる前の年度から妊婦健診の受診が始まるため、推計児童人口で各年度の前年の0歳児の人数を基に見込みました。

量の見込みと計画数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	71人	69人	67人	66人	65人
町計画数(確保の方策)	70人	70人	60人	60人	60人

【提供の方策・実施の方針】

現在、14回分の受診票（助成券）を交付しています。

今後も継続します。

ニーズ調査での声

- ✎ バスやのり合いのお迎えなどあるととても助かる。
- ✎ 健診の間、子供達を危なくないように見ていて欲しい。

④ 乳児家庭全戸訪問事業

子育てについての情報提供や養育環境の把握、相談・助言等の援助を行う等の目的で、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する事業です。

量の見込みについて

各年度に生まれる0歳児の全員に対して実施することから、人口推計による各年度の0歳児人口の予測を基に見込みました。

量の見込みと計画数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	69人	67人	66人	65人	63人
町計画数(確保の方策)	69人	67人	66人	65人	63人

【提供の方策・実施の方針】

こんにちは赤ちゃん訪問事業として実施しています。
今後も継続します。

⑤ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。正式名は「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」といいます。

量の見込みについて

ニーズ調査では算定されないため、これまでの実績を基に見込みました。

平成 21-25 年度の事業対象となる児童数（0-18 歳）に対して対心事例の発生率が平均 1.4%にあたることから、今後 5 年間の推計対象児童（0-18 歳）に同様の比率を乗じて量を見込みました。

量の見込みと計画数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	26人	26人	26人	25人	24人
町計画数(確保の方策)	30人	30人	30人	30人	30人

【提供の方策・実施の方針】

専門的相談支援として実施しています。

今後も内容を充実させ継続します。

⑥ 子育て短期支援事業

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて宿泊を伴う養育・保護を行う事業です。

量の見込みについて

ニーズ調査では見込み量が算定されませんでした。松島町では現在実施されておらず、実績からの推計も困難でした。

量の見込みと計画数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み					
町計画数(確保の方策)					

【提供の方策・実施の方針】

□□□□■□□□□■

□□□□■□□□□■

⑦ 子育て援助活動支援事業（就学児対象のファミリー・サポート・センター事業）

子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）が登録し、子育ての相互援助活動を行う事業です。

量の見込みについて

ニーズ調査では見込み量が算定されませんでした。松島町では現在実施されておらず、実績からの推計も困難でした。

量の見込みと計画数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(低学年)					
量の見込み(高学年)					
町計画数(確保の方策)					

【提供の方策・実施の方針】

□□□□■□□□□■

□□□□■□□□□■

ニーズ調査での声

-
- ✎ 居住エリアの住民と関わりの持てる環境での子育て支援ができるとよい。
 - ✎ 子供だけでなく、幅広い年齢の方々がふれあいでできる環境があるとよい。子供は減少してきているので、地域や町全体で育てられるようになればよい。
-

⑧ 一時預かり事業

保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所その他の場所において、一時的な預かりを行う事業です。

■幼稚園預かり保育

量の見込みについて

ニーズ調査による算定と過去実績との間に関きがありましたが、調査による利用希望を潜在需要として尊重し、利用実態との差分に今後対応することを目標に見込みました。

量の見込みと計画数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
幼稚園の在園児を対象とした一時預かり(1号認定)	170人日	180人日	185人日	185人日	185人日
町計画数(確保の方策)	170人日	180人日	185人日	185人日	185人日

【提供の方策・実施の方針】

現在、各幼稚園で実施しています。

内容充実を検討し、継続していきます。

■幼稚園預かり以外

量の見込みについて

平成 25 年度の保育所での一時預かり（述べ人数）の利用実態（63 人）を基に、今後の利用希望の伸びも勘案して見込みました。

量の見込みと計画数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	80人日	80人日	80人日	80人日	80人日
子育て援助活動支援事業					
町計画数(確保の方策)	70人日	70人日	70人日	70人日	70人日

【提供の方策・実施の方針】

磯崎保育所で実施しています。

内容充実を検討し、継続していきます。

ニーズ調査での声

- ✎ 休日も利用できる預かりサービスがあれば、今後職に就くお母さん達も仕事を選ばずに済むのでは？
 - ✎ 保育所で、通院や介護だけでなく母親のリフレッシュでも預かってらえたら助かる。
 - ✎ 観光業で働いている人は繁忙期の土曜・休日・長期休暇中に幼稚園や保育所を利用したいはず。
 - ✎ 幼稚園の一時預かりが、私用の目的での利用ができなかったのが残念。
 - ✎ 急な用事ができたときに柔軟に預かってもらえると助かる。
-

⑨ 延長保育事業

保育所利用者を対象に、通常の延長保育時間以降に保育を希望する場合に提供する事業です。

量の見込みについて

高城保育所（特別延長含む）、磯崎保育所、松島保育所、高城保育所分園合計の過去5年間の利用実績（総数）を基に見込みました。

量の見込みと計画数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	180人	180人	180人	180人	180人
町計画数(確保の方策)	170人	170人	170人	170人	170人

【提供の方策・実施の方針】

□□□□■□□□□■

□□□□■□□□□■

ニーズ調査での声

✎ 通勤(車)の際、7時に預けても渋滞の時間のため8時半の始業に間に合わない。

✎ 町外で働いていると今の延長保育時間では厳しく、祖父母の協力を頼らざるを得ない。

⑩ 病児保育事業（病児・病後児保育）

病児・病後児保育事業は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを医療機関や保育所の付設の専用スペースなどで一時的に預かる事業です。

量の見込みについて


現在実施のない事業であり、実態等からの推計も困難でした。

量の見込みと計画数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	0人日	0人日	5人日	5人日	5人日
病児保育事業					
子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)					
町計画数(確保の方策)	0人日	0人日	5人日	5人日	5人日

【提供の方策・実施の方針】

ニーズ調査での声

 預ける前の手間を考えると自分や身内で協力したほうが早いし、慣れていない方に預けると子どもも変に気をつかう気がする。

⑪ 放課後児童健全育成事業

保護者が就労、疾病その他の理由により、昼間家庭において適切な育成を受けられない児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図る事業です。

量の見込みについて

過去の利用実績を基見込みました。児童人口推計では減少が想定できますが、今後の利用希望の高まりも考えられるため、量の見込みはほぼ横ばいの推移で設定しています。

量の見込みと計画数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
【低学年】量の見込み	90人	90人	90人	90人	90人
町計画数(確保の方策)	90人	90人	90人	90人	90人
【高学年】量の見込み					
町計画数(確保の方策)					
実施箇所					

【提供の方策・実施の方針】

高学年まで拡大するかは、施設状況含め検討します。

ニーズ調査での声

- ✎ 学童保育を高学年になっても利用できるようにしてほしい。せめて4年生まで。
- ✎ 4年生からの放課後の過ごし方が不安。留守家庭学級の終了(卒業)後に過せる場を。
- ✎ 5年～6年だと安心して家で1人でも過ごせる。4年生くらいだと心配。
- ✎ どんぐり学級を利用しており、少ない人数にも関わらず開級していることに感謝。
- ✎ 土曜日や長期休暇中は合同学級で距離があるため時間休をもらって送迎している。

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

新制度による、平成 27 年度からの新規事業です。世帯の所得の状況等に勘案して物品購入に要する費用等の全部又は一部を助成する事業です。

【実施の方針】

□□□□■□□□□■

□□□□■□□□□■

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

新制度による、平成 27 年度からの新規事業です。特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です

【実施の方針】

□□□□■□□□□■

□□□□■□□□□■

2 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

検討中

3 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

虐待防止対策の充実

検討中

社会的養護体制の充実

検討中

母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

検討中

障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実

検討中

4 職業生活と家庭生活との両立支援に向けた雇用環境の整備

検討中

第8章 計画の推進体制

子どもと子育て家庭に関する問題やニーズを常に把握し、地域における保育・教育・福祉・保健・医療などの関係機関・団体等による活動や子育て支援団体等と、より一層の連携を強化し、地域の子育て支援を進めます。

1 関係機関等との連携

本計画は、福祉、教育、保健・医療、労働、生活など広範囲に関わるものであり、計画の推進にあたっては、行政だけでなく町民参画のもと、企業や関係団体が互いに連携しながら一体となって進めていくことが重要です。

庁内の体制

各施策を効果的かつ確実に進めていくために、福祉、教育、保健・医療をはじめとする関係各部課や町関係機関との横断的な推進体制の強化を図ります。

すべての職員が子どもやその家庭の状況に配慮し職務を遂行するよう、知識と意識を高めていきます。

町民・機関との協働

社会全体で子育て支援に取り組むために、家庭、地域、学校、企業、関係団体等が本計画の基本理念を共有し、子ども・子育て支援に主体的な取り組みが行えるよう、計画内容の広報・啓発に努めます。

福祉、保健・医療、教育等の、町の所管によらない関係機関とも一層の連携を強化し、施策に関する問題やニーズを常に把握しながら計画実施に反映していきます。

国・県との連携

町は、町民に最も近い行政として、子どもやその家庭のニーズを的確に把握し、

国や県に対し施策や制度の提案・提言、必要な行政上の措置の要請を行うとともに、近隣市町村とも密接な連携を図りながら施策を推進します。

2 計画の達成状況の点検・評価

子ども・子育て会議の運営

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標をもとに毎年の進捗状況を庁内で点検するとともに、子ども・子育て会議で協議しながら、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。

計画の公表、意見の反映

資料編

松島町子ども・子育て会議 要綱

松島町子ども子育て会議 委員名簿

用語解説 等

用語	定義・概要
子ども・子育て関連3法	①「子ども・子育て支援法」(以下、この項で「法」という。) ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」(認定こども園法の一部改正) ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」(関係法律の整備法: 児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正)
市町村子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。(法第61条)
幼保連携型認定こども園	学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる(株式会社等の参入は不可)。(認定こども園法第2条) ※ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育を言い、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育を言う。
子ども・子育て支援	全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援(法第7条)
教育・保育施設	「認定こども園法」第二条第六項に規定する認定こども園、学校教育法第一条に規定する幼稚園及び児童福祉法第三十九条第一項に規

用語	定義・概要
	定する保育所をいう。(法第7条)
施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所(教育・保育施設)を通じた共通の給付。 (法第11条)
特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。(法第27条)
地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。(法第7条)
地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等(地域型保育事業)への給付。(法第11条)
特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」を言う。(法第29、43条)
小規模保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。(法第7条)
家庭的保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。(法第7条)
居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。(法第7条)
事業所内保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。(法第7条)
保育の必要性の認定	<p>保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。(法第19条)</p> <p>【参考】認定区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1号認定子ども: 満3歳以上の学校教育のみ(保育の必要性なし)の就学前子ども ・2号認定子ども: 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育を必要とする子ども) ・3号認定子ども: 満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育を必要とする子ども)

用語	定義・概要
「確認」制度	<p>給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度。(法第31条)</p> <p>※認可については、教育・保育施設は都道府県、地域型保育事は市町村が行う。</p>
地域子ども子育て支援事業	<p>地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。(法第59条)</p>

＜奥付＞

平成27年3月

発行：松島町 編集：松島町町民福祉課